

放課後等デイサービスガイドライン

(令和6年7月)

目次

はじめに	4
第1章 総論	5
1. ガイドラインの目的	5
2. こども施策の基本理念	5
3. 障害児支援の基本理念	8
（1） 障害の特性を踏まえたニーズに応じた発達支援の提供	8
（2） 合理的配慮の提供	8
（3） 家族支援の重視	8
（4） 地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の推進	9
（5） 事業所や関係機関と連携した切れ目のない支援の提供	9
第2章 放課後等デイサービスの全体像	10
1. 定義	10
2. 役割	10
3. 放課後等デイサービスの原則	10
（1） 放課後等デイサービスの目標	10
（2） 放課後等デイサービスの方法	11
（3） 放課後等デイサービスの環境	14
（4） 放課後等デイサービスの社会的責任	14
第3章 放課後等デイサービスの提供すべき支援の具体的内容	16
1. 放課後等デイサービスの提供に当たっての留意事項	16
2. 放課後等デイサービスの内容	18
（1） 本人支援	18
（2） 家族支援	29
（3） 移行支援	31
（4） 地域支援・地域連携	32
第4章 放課後等デイサービス計画の作成及び評価	33
1. 障害児支援利用計画の作成の流れ	34
（1） 障害児相談支援事業所による障害児支援利用計画案の作成と市町村による支給決定	34
（2） 担当者会議の開催と障害児支援利用計画の確定	34
（3） 放課後等デイサービス計画に基づく放課後等デイサービスの実施	35
（4） 障害児相談支援事業所によるモニタリングと障害児支援利用計画の見直し	35
（5） その他の連携について	36
2. 放課後等デイサービス計画の作成の流れ	36
（1） こどもと保護者及びその置かれている環境に対するアセスメント	36
（2） 放課後等デイサービス計画の作成	37
（3） タイムテーブルに沿った発達支援の実施	39

(4) 放課後等デイサービス計画の実施状況の把握（モニタリング）	39
(5) モニタリングに基づく放課後等デイサービス計画の見直し及び支援の終結	39
第5章 関係機関との連携	40
1. 市町村との連携	40
2. 医療機関との連携	41
3. 学校等との連携	41
4. 放課後児童クラブや児童館等との連携	41
5. 他の放課後等デイサービス事業所との連携	42
6. 児童発達支援センターとの連携	42
7. ライフステージに応じた関係機関との連携	43
8. こども家庭センターや児童相談所との連携	43
9. (自立支援)協議会等への参加や地域との連携	44
第6章 放課後等デイサービスの提供体制	44
1. 定員	44
2. 職員配置及び職員の役割	44
(1) 適切な職員配置	44
(2) 設置者・管理者の責務	44
(3) 設置者・管理者による組織運営管理	45
3. 施設及び設備等	49
4. 衛生管理、安全管理対策	49
(1) 衛生管理・健康管理	49
(2) 非常災害対策・防犯対策	51
(3) 緊急時対応	52
(4) 安全管理対策	52
5. 適切な支援の提供	53
6. 保護者との関わり	53
(1) 保護者との連携	54
(2) こどもや保護者に対する説明等	54
7. 地域に開かれた事業運営	56
8. 秘密保持等	56
9. 職場倫理	56
第7章 支援の質の向上と権利擁護	56
1. 支援の質の向上への取組	56
(1) 職員の知識・技術の向上	57
(2) 研修の受講機会等の提供	57
(3) 児童発達支援センターによるスーパーバイズ・コンサルテーションの活用	58
2. 権利擁護	58
(1) 虐待防止の取組	58

(2)	身体拘束への対応	60
(3)	その他	60

はじめに

平成 24 年の児童福祉法改正において、障害のあるこどもが身近な地域で適切な支援が受けられるように、従来の障害種別に分かれていた施設体系が一元化され、この際、放課後等デイサービスは、学齢期の障害のあるこどもを対象に発達支援を提供するものとして位置づけられた。

その後、約 10 年で放課後等デイサービス等の事業所数、利用者数は飛躍的に増加した。身近な地域で障害児通所支援を受けることができる環境は、都市部を中心に大きく改善したと考えられる一方、障害児通所支援として求められる適切な運営や支援の質の確保が課題とされてきた。

さらに、全ての国民が障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重しあい、理解しあいながら共に生きていく共生社会の実現に向けて、障害のあるこどもの地域社会への参加・包摂（インクルージョン）が重要となる中で、その取組は十分に推進されてきたとは必ずしも言えない状況にある。

これらの現状も踏まえ、改めて、障害児通所支援が担うべき役割や機能等、今後の障害児通所支援の在り方について検討するため、令和 3 年に「障害児通所支援の在り方に関する検討会」を開催し、制度改正等も視野に議論がなされ、同年 10 月には報告書がとりまとめられた。

同報告書でとりまとめられた内容については、社会保障審議会障害者部会においても議論がなされ、令和 3 年 12 月に「障害者総合支援法改正法施行後 3 年の見直しについて 中間整理」において、今後の障害児支援における検討の方向性が示された。

同中間整理において示された内容を踏まえ、児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的な役割を担う機関であることの明確化や、児童発達支援における「福祉型」と「医療型」の一元化等、法改正が必要な事項について、令和 4 年の通常国会に児童福祉法の改正法案が提出され、同年 6 月に成立、令和 6 年 4 月に施行された。

同通常国会では、「こども基本法」「こども家庭庁設置法」等も成立した。また、令和 4 年に「障害児通所支援に関する検討会」を開催し、改正児童福祉法の施行に向けて、その内容を具体化するため議論がなされ、同年 3 月に報告書が取りまとめられた。

令和 5 年 4 月には、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こども家庭庁が発足し、障害児支援については、こども施策全体の中でより一層の推進が図られることとなった。

また、同年 12 月には、「こども大綱」、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの 100 か月の育ちビジョン）」、「こどもの居場所づくりに関する指針」が閣議決定された。

本ガイドラインは、これらの内容を踏まえ、平成 27 年 4 月に策定された「放課後等デイサービスガイドライン」を全面改訂し、放課後等デイサービスの内容や方法など基本的事項について示すものである。

事業所においては、本ガイドラインの内容を踏まえつつ、各事業所の実情や個々のこどもの状況に応じて不断に創意工夫を図り、提供する支援の質の向上に努めることが求められる。また、各事業所の不断の努力による支援の質の向上とあいまって、今後も本ガイドラインの見直しを行い、本ガイドラインの質も向上させていくものである。

第1章 総論

1. ガイドラインの目的

- (1) この「放課後等デイサービスガイドライン」は、放課後等デイサービスについて、障害のある子どもやその家族に対して質の高い支援を提供するため、放課後等デイサービスにおける支援の内容や運営及びこれに関連する事項を定めるものである。
- (2) 各放課後等デイサービス事業所は、本ガイドラインにおいて示される障害児支援の基本理念や支援の内容等に係る基本的な事項等を踏まえ、子ども本人やその家族、地域の実情に応じて創意工夫を図り、その機能及び質の向上を図らなければならない。
- (3) 各放課後等デイサービス事業所は、本ガイドラインの内容を踏まえながら、子ども施策の基本理念等にのっとり、特別な支援や配慮を要する子どもであるか否かにかかわらず、権利行使の主体である子ども自身が、身体的・精神的・社会的に幸せな状態にあることを指すウェルビーイング¹を主体的に実現していく視点を持って子どもとその家族に関わらなければならない。

2. こども施策の基本理念

令和5年4月1日にこども家庭庁が発足し、障害児支援施策も同庁の下で、こども施策全体の連続性の中で、こども施策として推進されていくこととなった。

また、こども家庭庁の発足とあわせて、こども基本法（令和4年法律第77号）が施行された。こども基本法は、日本国憲法、児童の権利に関する条約（以下「こどもの権利条約」という。）の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、こども施策の基本となる事項を定める等により、こども施策を総合的に推進することを目的としている（第1条）。

こども施策の基本理念としては、次の6点が掲げられている（第3条）。

¹ 「ウェルビーイング」は、身体的・精神的・社会的（バイオサイコソーシャル）に幸せな状態にあることを指す。また、ウェルビーイングは、包括的な幸福として、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など生涯にわたる持続的な幸福を含む。（「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」より引用）

＜こども施策の基本理念＞

- 全てのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
 - － 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的な人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 全てのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
 - － 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会の様々な活動に参加できること。
 - － 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 全てのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
 - － 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
 - － こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。
 - － 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

また、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 1 条においても、こどもの権利条約の精神にのっとり、こどもが家族や社会の支えを受けながら自立した個人として自己を確立していく「主体」として尊重されなければならないこと、第 2 条では、社会全体がこどもの意見を尊重し、その最善の利益が優先して考慮されるべきことが規定されている。

特に、こどもの最善の利益の考慮については、こどもの権利条約及び障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）において、以下のとおり規定されている。

＜こどもの権利条約＞

- 自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする（第 12 条）。
- 精神的又は身体的な障害を有する児童が、その尊厳を確保し、自立を促進し及び社会への積極的な参加を容易にする条件の下で十分かつ相応な生活を享受すべきであることを認める（第 23 条の 1）。
- 障害を有する児童が特別の養護についての権利を有することを認めるものとし、利用可能な手段の下で、申込みに応じた、かつ、当該児童の状況及び父母又は当該児童を養護している他の者の事情に適した援助を、これを受ける資格を有する児童及びこのような児童の養護について責任を有する者に与えることを奨励し、かつ、確保する（第 23 条の 2）。

＜障害者の権利に関する条約＞

- 障害のある児童が他の児童との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を完全に共有することを確保するための全ての必要な措置を取ることとされ、措置にあたっては、児童の最善の利益が主として考慮され、自己に影響を及ぼす全ての事項について自由に自己の意見を表明する権利並びにこの権利を実現するための障害及び年齢に適した支援を提供される権利を有している（第 7 条）。

障害児通所支援に携わる者は、障害のあるこどもも含め、全てのこどもに関わるこども施策の基本理念をしっかりと理解した上で、こども施策全体の中での連続性を意識し、障害のあるこどもや家族の支援に当たっていくことが重要である。

また、全てのこども・若者が、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で成長し、こどもが本来持っている主体性や創造力を十分に発揮して社会で活躍していけるよう、「こどもまんなか」の居場所づくりを実現するため、「こどもの居場所づくりに関する指針」（以下「居場所指針」という。）が、令和 5 年 12 月に閣議決定されている。「居場所指針」は、こどもの居場所づくりに関する基本的事項や基本的な視点等について国としての考え方を整理したものであることから、障害児通所支援に携わる者は、「居場所指針」の内容も十分に理解し、「こども・若者の視点に立ち、こども・若者の声を聴きながら、居場所づくりを進める」との視点も持ち、こどもや家族の支援に当たっていくことが重要である。同時に、障害の有無にかかわらず、全てのこどもが地域社会で多様な居場所を持つことができるようにするという観点から、「誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援」の重要性を認識し、こどもや家族

の支援に当たっていくことが重要である。

支援に当たる上では、障害の有無にかかわらず、全てのこどもが意見を表明する権利の主体であることを認識し、こどもが意見を表明する機会が確保され、年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、こどもの最善の利益が優先考慮されるよう、取組を進めていくことが必要である。その際には、言語化された意見だけではなく、こどもの障害の特性や発達の程度をよく理解した上で、その特性や発達の程度に応じたコミュニケーション手段により、例えば、目の動きや顔の向き、声の出し方といった細やかな変化や行動を踏まえ、様々な形で発せられる思いや願いについて、丁寧にくみ取っていくことが重要である。

3. 障害児支援の基本理念

障害児支援に携わる者は、2. の全てのこどもに関わるこども施策の基本理念に加え、障害のあるこどもの育ちと個別のニーズを共に保障するため、次の基本理念を理解した上で、こどもや家族への支援、関係機関や地域との連携に当たっていくことが重要である。

(1) 障害の特性を踏まえたニーズに応じた発達支援の提供

こどもの発達全般や障害の特性・行動の特性等を理解し、こどもの発達及び生活の連続性に配慮し、こどもの今の育ちの充実を図る観点と将来の社会参加を促進する観点から、こどものウェルビーイングの向上につながるよう、必要な発達支援を提供することが必要である。

また、障害の特性による二次障害を予防する観点も重要であることから、こどもの特性に合わない環境や不適切な働きかけにより二次障害が生じる場合があることを理解した上で支援を提供するとともに、こどもの支援に当たっては、こども自身が内在的に持つ力を発揮できるよう、エンパワメントを前提とした支援をすることが重要である。

(2) 合理的配慮の提供

障害者権利条約では、障害を理由とするあらゆる差別（「合理的配慮」の不提供を含む。）の禁止等が定められている。

障害のあるこどもの支援に当たっては、こども一人一人の障害の状態及び発達の過程・特性等に応じ、合理的な配慮の提供が求められる。このため、放課後等デイサービス事業所は、障害のあるこどもや保護者と対話を重ね、物理的な環境や意思疎通、ルールや慣行など、何が障害のあるこどもの活動を制限する社会的なバリアとなっているのか、また、それを取り除くために必要な対応はどのようなものがあるか、などについて検討していくことが重要である。

(3) 家族支援の重視

こどもは、家族やその家庭生活から大きな影響を受ける。家族がこどもの障害を含め、そのこども本人のありのままを肯定していくプロセスは平坦ではなく、成長・発達の過程で

様々な葛藤に直面する。様々な出来事や情報で揺れ動く家族を、ライフステージを通じて、しっかりとサポートすることにより、こどもの「育ち」や「暮らし」が安定し、こども本人にも良い影響を与えることが期待できる。とりわけ放課後等デイサービスにおいては、学齢期になってから障害特性が明確化したこどもが利用するケースも多いことに留意して、丁寧に家族支援を行っていくことが必要である。

家族の支援に当たっても、こどもの支援と同様、家族のウェルビーイングの向上につながるよう取り組んでいくことが必要であり、家族自身が内在的に持つ力を発揮できるよう、エンパワメントを前提とした支援をすることが重要である。

(4) 地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の推進

全ての国民が障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重しあい、理解しあいながら共に生きていく共生社会の実現に向けては、障害の有無にかかわらず、こどもたちが様々な遊びなどの機会を通じて共に過ごし、学びあい、成長していくことが重要である。このため、放課後等デイサービス事業所は、障害児支援だけでなく、こども施策全体の中での連続性を意識し、こどもの育ちと個別のニーズを共に保障した上で、地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の推進の観点を常に持ちながら、こどもや家族の意向も踏まえ、放課後児童クラブ等の一般のこども施策との併行利用や移行に向けた支援や、地域で暮らす他のこどもとの交流などの取組を進めていくことが求められる。

(5) 事業所や関係機関と連携した切れ目のない支援の提供

こどもの現在、そして将来の豊かな育ちを保障していくためには、こどもと家族を中心に据えて、包括的なアセスメント・支援を行うことが必要であり、各事業所や各関係機関それぞれが、非連続な「点」として独自に支援を行うのではなく、子育て支援施策全体の連続性の中で、地域で相互に関係しあい連携しながら「面」で支えていく必要がある。こどものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、社会的養護、就労支援等の関係機関や障害当事者団体を含む関係者が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図る必要がある。

第2章 放課後等デイサービスの全体像

1. 定義

児童福祉法において、「放課後等デイサービス」は、以下のように規定されている。

<児童福祉法>

- 放課後等デイサービスとは、学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）又は専修学校等（同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。以下同じ。）に就学している障害児（専修学校等に就学している障害児にあっては、その福祉の増進を図るため、授業の終了後又は休業日における支援の必要があると市町村長（特別区の区長を含む。）が認める者に限る。）につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の内閣府令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進その他の便宜を供与することをいう（第6条の2の2第3項）。

2. 役割

放課後等デイサービスは、大別すると、「本人支援」、「家族支援」、「移行支援」及び「地域支援・地域連携」からなる。

放課後等デイサービス事業所は、学齢期の障害のある子どもに対し、個々の障害の状態や発達の状況、障害の特性等に応じた発達上のニーズに合わせて本人への発達支援（本人支援）を行うほか、こどもの発達の基盤となる家族への支援（家族支援）を行うことが求められる。

また、全てのこどもが共に成長できるよう、学校、特別支援学校、専修学校等（以下「学校等」という。）と連携を図りながら、小学生の年齢においては放課後児童クラブ等との併行利用や移行に向けた支援を行うとともに、学齢期全般において地域の一員としての役割の発揮や地域の社会活動への参加・交流を行うことができるよう支援（移行支援）を行うことも求められる。

さらに、こどもや家庭に関わる関係機関と連携を図りながら、こどもや家族を包括的に支援（地域支援・地域連携）していくことも求められる。

3. 放課後等デイサービスの原則

（1） 放課後等デイサービスの目標

学齢期は、児童期から青年期へと向かう幅広い人格形成の時期である。そのため、放課後等デイサービスは、一人一人の人間性の成長にしっかりと目を向けながら、こどもが安全・安心で自分らしく過ごせる居場所として、学校や家庭とは異なる時間、空間、人、多様な遊びや体験活動等の機会を提供することにより、こどもが自己肯定感や自己有用感を高め、ウェルビーイングを実現していく力を培うことが重要であることから、以下を目標として支援を提供していくことが必要である。

① 生きる力の育成とこどもの育ちの充実

一人一人の人間性の成長にしっかりと目を向け、単に知識やスキルを身につけるのではなく、生きる力や自立心を育てていくとともに、将来のこどもの発達・成長の姿を見通しながら、日常生活や社会生活を円滑に営めるよう、障害の状態や発達の状況、障害の特性等に応じ、様々な遊びや多様な体験活動の機会を提供することを通じて、こどもの自尊心や主体性を育てつつ、発達上のニーズに合わせて、こどもの育ちの充実を図ること。

② 家族への支援を通じたこどもの暮らしや育ちの安定

こどもの家族の意向を受け止め、こどもと家族の安定した関係に配慮し、きょうだいを含めた家族をトータルに支援していくことを通じて、こどもの暮らしや育ちを支えること。

③ こどもと地域のつながりの実現

こどもや家族の意向を踏まえながら、地域の学校等や放課後児童クラブ、児童館等の教育や他の子育て支援施策、地域の活動等と連携し交流を進めていくとともに、こどもが放課後児童クラブ等との併行利用をしている場合には、十分な連携を図り、協力しながら支援に当たる体制づくりを進めていくことなどを通じて、こどもと地域のつながりを作っていくこと。

④ 地域で安心して暮らすことができる基盤づくりの推進

こどもの育ちや家庭の生活の支援に関わる地域の関係機関や他の放課後等デイサービス事業所、地域の障害児支援の中核的な役割を担う児童発達支援センター等との連携を通じて、こどものライフステージや家庭の状況に応じて、切れ目のない一貫した支援を提供することにより、こどもと家族が包括的に支えられ、地域で安心して暮らすことができる基盤を作っていくこと。

(2) 放課後等デイサービスの方法

放課後等デイサービスの対象は、身体も心も大きく成長する時期の小学生年代から高校生年代までの幅広い年齢層のこどもであるため、それぞれの時期のこどもの発達の過程や障害の特性等に応じた発達上のニーズ、適応行動の状況や特に配慮が必要な事項等を丁寧に把握し理解した上で、放課後等デイサービスを利用する全てのこどもをありのままに受け止めて、こどもが自分らしく過ごせる場であるという安全・安心の土台の上で、総合的な支援を提供することを基本としつつ、こどもの発達段階や障害特性など、個々のニーズに応じて、特定の領域に重点を置いた支援を組み合わせで行うなど、包括的かつ丁寧にオーダーメイドの支援を行っていくことが重要である。

こどもの発達の過程や障害の特性等に応じた発達上のニーズの把握に当たっては、本人支援の5領域（「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」）の視点等を踏まえたアセスメントを行うことが必要である。

総合的な支援とは、本人支援の5領域の視点等を踏まえたアセスメントを行った上で、生活や遊び等の中で、5領域の視点を網羅した個々のこどもに応じたオーダーメイドの支援が行われるものである。

また、特定の領域に重点を置いた支援とは、本人支援の5領域の視点等を踏まえたアセス

メントを行った上で、5領域の視点を網羅した支援（総合的な支援）を行うことに加え、理学療法士等の有する専門性に基づきアセスメントを行い、5領域のうち、特定（又は複数）の領域に重点を置いた支援が計画的及び個別・集中的に行われるものであり、一対一による個別支援だけでなく、個々のニーズに応じた配慮がされた上で、小集団等で行われる支援も含まれるものである。

そのため、本人支援の5領域の視点を網羅したアセスメントが行われないことや、5領域のうち特定の領域のみの支援のみを行うなど、本人支援の5領域の視点が網羅されていない状況で支援を提供することは、総合的な支援としては相応しいとは言えないものである。

さらに、こどもは家庭や地域社会における生活を通じて、様々な体験等を積み重ねながら育っていくことが重要である。そのため、「本人支援」に加え、「家族支援」、「移行支援」、「地域支援・地域連携」もあわせて行われることが基本である。

なお、支援の提供に当たっては、こどものいまの育ちを充実させていくこととあわせて、短期的及び長期的な視点をもって支援をしていくことが必要である。

これらの基本的な考え方を踏まえながら、(1)の放課後等デイサービスの目標を達成するために、放課後等デイサービスに携わる職員は、次の事項に留意して、障害のあるこどもに対し、支援を提供しなければならない。

- ① 一人一人のこどもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態について、アセスメントを適切に行い、こどもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で支援に当たるとともに、こどもが安心感と信頼感を持って活動できるよう、こどもの主体としての思いや願いを受け止めること。
- ② こどもの生活リズムを大切にし、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境や、自己を十分に発揮できる環境を整えること。
- ③ 一人一人のこどもの発達や障害の特性について理解し、障害の状態や発達の過程に応じて、個別や集団における活動を通して支援を行うこと。その際、こどもの個人差に十分配慮すること。
- ④ こどもの相互の関係作りや互いに尊重する心を大切にし、集団における活動を効果あるものにするよう援助すること。その際、個の成長と、こども同士の協同的な活動が促されるよう配慮するとともに、社会的な行動や行為を意識ながら支援を行うこと。
- ⑤ こどもが自発的、意欲的に関わられるような環境を構成し、こどもの主体的な活動やこども相互の関わりを大切にすること。こどもが様々なことを考えながら自己選択・自己決定する時間を意識的につくり、こどもが大人に見守られているという安心感の中で体験できる機会を意図的に提供し、丁寧に見守る支援を行うこと。
- ⑥ こどもの成長は、「遊び」を通して促されることから、周囲との関わりを深めたり、表現力を高めたりする「遊び」を通し、職員が適切に関わる中で、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにできるように、具体的な支援を行うこと。
- ⑦ 単に運動機能や検査上に表される知的能力にとどまらず、「育つ上での自信や意欲」、「発話だけに限定されないコミュニケーション能力の向上」、「自由で多様な選択」等も踏まえながら、こどものできることに着目し可能性を拡げることや、苦手なことにも挑戦できる支援を行うこと。
- ⑧ こどもが他者との信頼関係の形成を経験できることが必要であり、この経験を起点として、仲間とともに過ごすことの心地よさや楽しさを味わうことで、人と関わることへの関心が育ち、コミュニケーションをとることの楽しさを感じられるように支援すること。また、仲間と関わることにより、葛藤を調整する力や主張する力、折り合いをつける力が育つよう支援すること。
- ⑨ 児童期から青年期は、年齢とともに発達上のニーズが変化したり、二次障害やメンタルヘルスの課題を抱えたりするなど、様々な課題に直面するとともに、人格を形成していく時期にあることから、自尊感情や自己効力感を育むことができるよう支援すること。

- ⑩ こどもが、年齢とともに変化する発達上のニーズや、二次障害、メンタルヘルスの課題を乗り越えていくためには、自尊感情や自己効力感を育むことが重要であり、そのベースとなるのは保護者や家庭生活である。このことを踏まえ、保護者のこどもの障害特性の理解等に配慮するとともに、一人一人の保護者の状況やその意向を理解し、受容し、それぞれの親子関係や家庭生活等に配慮しながら、様々な機会をとらえ、適切に援助すること。
- ⑪ こどもの育ちと個別のニーズを共に保障した上で、地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の推進の観点等を常に念頭に置き、こどもと地域のつながりを意識しながら支援を行うこと。
- ⑫ こどもや家族を包括的に支援していくため、また、大人になる準備を含めた将来の日常生活や社会生活に向けた準備を支援していくため、事業所において、多職種でそれぞれの専門性を発揮し、こどものニーズを多方面から総合的に捉えるとともに、互いに協力しあいながらチームアプローチによる支援を行うこと。また、事業所内にとどまらず、地域の関係機関や他の事業所等との連携を通じて、こどもや家族を支えていく連携体制を構築すること。

（３） 放課後等デイサービスの環境

放課後等デイサービスを提供する上では、支援に携わる職員やこども等の人的環境、施設や遊具等の物的環境、さらには自然や社会の事象等の環境を考慮し、支援に当たる必要がある。

放課後等デイサービス事業所は、こうした人、物、場等の環境が相互に関連しあい、こどもの生活が豊かなものとなるよう、次の事項に留意しつつ、計画的に環境を整え、工夫して、こどもに対し支援を行わなければならない。

- ① こども自らが環境に関わり、自発的に活動し、様々な経験を積んでいくことにより、興味関心を広げ、こどもによる選択ができるよう配慮すること。
- ② こどもの活動が豊かに安全・安心に展開されるよう、放課後等デイサービス事業所の設備や環境を整えるとともに、事業所の衛生管理や安全の確保等に努めること。
- ③ こどもが生活する空間は、温かで、親しみやすく、くつろげる場となるようにするとともに、障害の特性を踏まえ、時間や空間を本人にわかりやすく構造化することや、不安な気持ちを落ち着かせる環境を整えるなど、個々のニーズに配慮した環境の中で、生き生きと活動できる場となるように配慮すること。
- ④ こどもが人と関わる力を育てていくため、こども自らが周囲のこどもや大人と関わっていくことができる環境を整えること。

（４） 放課後等デイサービスの社会的責任

放課後等デイサービスを提供する事業者には、次のような社会的責任がある。

- ① 放課後等デイサービス事業者は、障害の有無にかかわらず、権利行使の主体としてこどもの人権に十分に配慮することを徹底するとともに、こども一人ひとりの人格や意見を尊重して支援を行なわなければならない。
- ② 放課後等デイサービス事業者は、通所するこどもの家族の意向を受け止め、支援に当たるとともに、家族に対し、当該事業所が行う支援の内容について適切に説明し、相談や申入れ等に対し適切に対応しなければならない。
- ③ 放課後等デイサービス事業者は、地域社会との交流や連携を図り、地域社会に、当該事業所が行う支援の内容等の情報を適切に発信しなければならない。
- ④ 放課後等デイサービス事業者は、放課後等デイサービス計画に基づいて提供される支援の内容や役割分担について定期的に点検し、その質の向上を図られるようにするとともに、こどもが安心して支援を受けられるよう、安全管理対策等を講じなければならない。
- ⑤ 放課後等デイサービス事業者は、通所するこどもやその家族の個人情報適切に取り扱わなければならない。

第3章 放課後等デイサービスの提供すべき支援の具体的内容

1. 放課後等デイサービスの提供に当たっての留意事項

放課後等デイサービスに携わる職員は、こどもの育ちの連続性を意識した支援が求められていることから、放課後児童クラブ等との連携及び併行利用や移行に向けた支援を行うために、放課後児童クラブ運営指針（平成27年厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の「育成支援（放課後児童クラブにおけるこどもの健全な育成と遊び及び生活の支援）の内容」を理解するとともに、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年文部科学省告示第73号）及び特別支援学校高等部学習指導要領（平成31年文部科学省告示第14号）についても理解し、支援に当たることが重要である。

放課後児童クラブ運営指針においては、その対象である6歳から12歳までの児童期のこどもの発達について、一人一人のこどもの発達過程を理解する目安が示されている。放課後等デイサービスでは、これに加えて13歳以降の思春期のこどもを対象としているところであり、本ガイドラインでは、放課後児童クラブ運営指針も参考に、目安として、おおむね「6歳～8歳（小学校低学年）」、「9歳～10歳（小学校中学年）」、「11歳～12歳（小学校高学年）」及び「13歳以降（思春期）」の4つの区分に分けて、留意事項を示す。障害のあるこどもは、保護者や他の大人から、一定の年齢に達しても「こども」としてみられることも多いが、大人になる過程にある一人の人間として対応していくことが重要である。

なお、この区分は、同年齢のこどもの均一的な発達の基準ではなく、個人差や障害の特性等によりその発達過程は様々であることを十分に理解した上で、あくまでも一人一人のこどもの発達過程を理解する目安として捉えるべきものである。

（1）おおむね6歳～8歳（小学校低学年）

- こどもは学校生活の中で、読み書きや計算の基本的技能を習得し、日常生活に必要な概念を学習し、係や当番等の社会的役割を担う中で、自らの成長を自覚していく。一方で、同時にまだ解決できない課題にも直面し、他者と自己とを比較し、葛藤も経験する。
- 遊び自体の楽しさの一致によって群れ集う集団構成が変化し、そこから仲間関係や友達関係に発展することがある。ただし、遊びへの参加がその時の気分が大きく影響されるなど、幼児的な発達の特徴も残している。
- ものや人に対する興味が広がり、遊びの種類も多様になっていき、好奇心や興味が先に立って行動することが多い。
- 大人に見守られることで、努力し、課題を達成し、自信を深めていくことができる。その後の時期と比べると、大人の評価に依存した時期である。

(2) おおむね 9 歳～10 歳（小学校中学年）

- 論理的な思考や抽象的な言語を用いた思考が始まる。道徳的な判断も、結果だけに注目するのではなく、動機を考慮し始める。また、お金の役割等の社会の仕組みについても理解し始める。
- 遊びに必要な身体的技能がより高まる。
- 同年代の集団や仲間を好み、大人に頼らずに活動しようとする。他者の視線や評価に一層敏感になる。
- 言語や思考、人格等のこどもの発達諸領域における質的变化として表れる「9、10 歳の節」と呼ばれる大きな変化を伴っており、特有の内面的な葛藤がもたらされる。この時期に自己の多様な可能性を確信することは、発達上重要なことである。

(3) おおむね 11 歳～12 歳（小学校高学年）

- 学校内外の生活を通じて、様々な知識が広がっていく。また、自らの得意不得意を知るようになる。
- 日常生活に必要な様々な概念を理解し、ある程度、計画性のある生活を営めるようになる。
- 大人から一層自立的になり、少人数の仲間で「秘密の世界」を共有する。友情が芽生え、個人的な関係を大切にようになる。
- 身体面において第 2 次性徴が見られ、思春期・青年期の発達の特徴が芽生える。しかし、性的発達には個人差が大きく、身体的発育に心理的発達が伴わない場合もある。
- 個々のこどもの性的な発達段階や性への興味・関心に応じ、心や身体の発育や発達に関して正しく理解することができるよう、性に関して学ぶ機会を多く作ることが重要である。

(4) おおむね 13 歳以降（思春期）

- 思春期は、こどもから大人へと心身ともに変化していく大切な時期であり、第二性徴などの身体的変化や精神的変化に戸惑いを感じる時期である。こうした戸惑いと親からの自立を目指した一連の動きは、反抗的あるいは攻撃的な態度として表れることも多く、家族を含め周囲の大人の対応によっては情緒的・精神的に不安定となる危険性がある。
- この時期、共通の立場にある仲間とお互いに共感し心を通じ合わせることで、危機を乗り越えていくことも可能となる。
- 一方で、同じ年齢や同性の仲間との間に生じるストレスや心理的ショックなどが「劣等感」となって定着してしまうこともある。
- 思春期前に培われた自己有能感を基盤として、大人とだけではなく仲間との関係性も重視し、進学や就労など次のステージに向かう力が生まれるようにサポートするこ

とが求められる。

- 個々のこどもの性的な発達段階や性への興味・関心に応じ、心や身体の発育や発達に関する正しい理解をもとに適切な行動をとることができるよう、性に関して学ぶ機会を多く作ることが重要である。

2. 放課後等デイサービスの内容

放課後等デイサービスは、具体的には、障害のあるこどもの個々のニーズに応じて、「本人支援」、「家族支援」、「移行支援」及び「地域支援・地域連携」を総合的に提供していくものである。

「本人支援」は、5領域（「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」）の視点等を踏まえたアセスメントを行った上で、「自立支援と日常生活の充実のための活動」、「多様な遊びや体験活動」、「地域交流の活動」及び「こどもが主体的に参画できる活動」の4つの基本活動を複数组み合わせながら、個々のこどもに応じた、オーダーメイドの支援を提供していくことが重要である。また、「本人支援」の各領域に示すねらい及び支援内容は、こどもが家庭や地域社会における生活を通じ、様々な体験を積み重ねる中で、相互に関連を持ちながら達成に向かうものである。このため、「本人支援」だけでなく、「家族支援」や「移行支援」、「地域支援・地域連携」を通して、育ちの環境を整えていくことが極めて重要である。

さらに、「本人支援」により得られた、障害のあるこどもが健やかに育っていくための方法について、家庭や地域に伝えていくことも重要である。

（1） 本人支援

「本人支援」は、障害のあるこどもの発達の側面から、心身の健康や生活に関する領域「健康・生活」、運動や感覚に関する領域「運動・感覚」、認知と行動に関する領域「認知・行動」、言語・コミュニケーションの獲得に関する領域「言語・コミュニケーション」、人との関わりに関する領域「人間関係・社会性」の5領域にまとめられるが、これらの領域の支援内容は、お互いに関連して成り立っており、重なる部分もある。そのため、放課後等デイサービス計画においては、「本人支援」について5つの欄を設けて、個々に異なる支援目標や支援内容を設定する必要はないが、各領域との関連性については必ず記載することとしている。

以下の（ア）から（オ）までに示す各領域における支援内容は、各領域におけるねらいを踏まえて考えられる支援内容を仔細に記載したものであり、実際の支援の場面においては、これらの要素を取り入れながら、こどもの支援ニーズや、現在と当面の生活の状況等を踏まえて、こどもの育ち全体に必要な支援内容を組み立てていく必要がある。

また、学齢期には、二次障害やメンタルヘルスの課題を抱える場合もあり、こどもがこれらの課題を乗り越えていくためには、自尊感情や自己効力感を育むことが重要である。

この「本人支援」の大きな目標は、こどもが様々な遊びや学び、多様な体験活動を通じて生きる力を育むとともに、将来、日常生活や社会生活を円滑に営めるようにするものである。

放課後等デイサービス事業所で行われる「本人支援」は、家庭や地域社会での生活に活かしていくために行われるものであり、学校と連携を図りながら進めていくものである。

(ア) 健康・生活

ねらい	・健康状態の維持・改善 ・生活習慣や生活リズムの形成 ・基本的生活スキルの獲得 ・生活におけるマネジメントスキルの育成
支援内容	<健康状態の維持・改善> ・健康状態の把握と対応 健康な心と体を育て、健康で安全な生活を作り出すことを支援する。また、こどもの心身の状態をきめ細やかに確認し、平常とは異なった状態を速やかに見つけ出し、必要な対応をすることが重要である。その際、意思表示が困難であるこどもの障害の特性及び発達の過程・特性等に配慮し、小さなサインでも心身の異変に気づけるよう、きめ細かな観察を行う。 ・リハビリテーションの実施 日常生活や社会生活を営めるよう、それぞれのこどもが持つ機能をさらに発達させながら、こどもに適した身体的、精神的、社会的支援を行う。 <生活習慣や生活リズムの形成> 睡眠、食事、排泄等の基本的な生活習慣を形成し、健康状態の維持・改善に必要な生活リズムを身につけられるよう支援する。また、健康な生活の基本となる食を営む力の育成に努めるとともに、楽しく食事ができるよう、口腔内機能・感覚等に配慮しながら、咀嚼・嚥下の接触機能、姿勢保持、手指の運動機能等の状態に応じた自助具等に関する支援を行う。さらに、衣服の調節、室温の調節や換気、病気の予防や安全への配慮を行う。 <基本的生活スキルの獲得> ・生活に必要な基本的技能の獲得 こどもが食事、排泄、睡眠、衣類の着脱、身の回りを清潔にすること等の生活に必要な基本的技能を獲得できるよう、生活の場面における環境の工夫を行いながら、こどもの状態に応じて適切な時期に適切な支援をする。 ・構造化等による生活環境の調整 生活の中で、様々な遊びや体験を通した学びが促進されるよう環境を整える。また、障害の特性に配慮し、時間や空間を本人に分かりやすく構造化する。

	・医療的ケア児への適切なケアの実施 適切に医療的ケアを受けられるよう、こどもの医療濃度に応じた医療的ケアの実施や医療機器の準備、環境整備を行う。 ＜生活におけるマネジメントスキルの育成＞ 障害の特性や身体各部の状態について理解し、それらが及ぼす生活上の困難や補助機器を用いる際の留意点等について理解を深め、状況に応じて、自己の行動や感情を調整したり、他者に対して主体的に働きかけたりしてより生活しやすい環境にしていくための支援をする。また、自分で何をするかアイデアを出しながら、自分の生活をマネジメントすることができるよう、こどもの意向を受け止めながら、自分で組み立ててできる行動を増やしていけるよう支援する。
--	---

(イ) 運動・感覚

ねらい	・姿勢と運動・動作の基本的技能の向上 ・姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用 ・身体の移動能力の向上 ・保有する感覚の活用 ・感覚の補助及び代行手段の活用 ・感覚の特性への対応
支援内容	＜姿勢と運動・動作の基本的技能の向上＞ 日常生活に必要な動作の基本となる姿勢保持や上肢・下肢の運動・動作の改善及び習得、関節の拘縮や変形の予防、筋力の維持・強化を図る。 ＜姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用＞ 姿勢の保持や各種の運動・動作が困難な場合、姿勢保持装置など、様々な補助用具等の補助的手段を活用してこれらができるよう支援する。 ＜身体の移動能力の向上＞ 自力での身体移動や歩行、歩行器や車椅子による移動など、日常生活に必要な移動能力や、事業所外での移動や交通機関の利用など、社会的な場面における移動能力の向上のための支援を行う。 ＜保有する感覚の活用＞ 保有する視覚、聴覚、触覚、嗅覚、固有覚、前庭覚等の感覚を十分に活用できるよう、遊び等を通して支援する。 ＜感覚の補助及び代行手段の活用＞ 障害の状態や発達の段階、興味関心に応じて、保有する感覚を用いて情報を収集し、状況を把握しやすくするよう、眼鏡や補聴器等の各種の補助機器や ICT を活用することや、他の感覚や機器によ

	る代行が的確にできるように支援する。 ＜感覚の特性への対応＞ 感覚の特性（感覚の過敏や鈍麻）を踏まえ、感覚の偏りに対する環境調整等の支援を行う。
--	---

（ウ） 認知・行動

ねらい	・ 認知の特性についての理解と対応 ・ 対象や外部環境の適切な認知と適切な行動の習得（感覚の活用や認知機能の発達、知覚から行動への認知過程の発達、認知や行動の手掛かりとなる概念の形成） ・ 行動障害への予防及び対応
支援内容	＜認知の特性についての理解と対応＞ 一人一人の認知の特性を理解し、それらを踏まえ、自分に入ってくる情報を適切に処理できるよう支援する。また、こだわりや偏食等に対する支援を行う。 ＜対象や外部環境の適切な認知と適切な行動の習得＞ ・ 感覚の活用や認知機能の発達 視覚、聴覚、触覚等の感覚を十分活用して、これらの感覚から情報が適切に取得され、認知機能の発達を促す支援を行う。 ・ 知覚から行動への認知過程の発達 取得した情報を過去に取得した情報と照合し、環境や状況を把握・理解できるようにするとともに、これらの情報を的確な判断や行動につなげることができるよう支援を行う。 ・ 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成 物の機能や属性、形、色、音が変化する様子、大小、数、重さ、空間、時間等の概念の形成を図ることによって、それを認知や行動の手掛かりとして活用できるよう支援する。 ＜行動障害への予防及び対応＞ 感覚や認知の偏り、コミュニケーションの困難性から生ずる行動障害の予防及び適切行動への対応の支援を行う。

（エ） 言語・コミュニケーション

ねらい	・ コミュニケーションの基礎的能力の向上 ・ 言語の受容と表出 ・ 言語の形成と活用 ・ 人との相互作用によるコミュニケーション能力の獲得 ・ コミュニケーション手段の選択と活用 ・ 状況に応じたコミュニケーション
-----	--

	・読み書き能力の向上
支援内容	<コミュニケーションの基礎的能力の向上> 障害の種別や程度、興味・関心等に応じて、言葉によるコミュニケーションだけでなく、表情や身振り、各種の機器等を用いて意思のやりとりが行えるようにするなど、コミュニケーションに必要な基礎的な能力を身に付けることができるよう支援する。 <言語の受容と表出> 話し言葉や各種の文字・記号等を用いて、相手の意図を理解したり、自分の考えを伝えたりするなど、言語を受容し表出することができるよう支援する。 <言語の形成と活用> コミュニケーションを通して、事物や現象、自己の行動等に対応した言語の概念の形成を図り、体系的な言語を身に付けることができるよう支援する。 <人との相互作用によるコミュニケーション能力の獲得> 個々に配慮された場面における人との相互作用を通して、相手と同じものに注意を向け、その行動や意図を理解・推測するといった共同注意の獲得や場面に応じた言動・対応など人との関わり方についての学び等を含めたコミュニケーション能力の向上のための支援を行う。 <コミュニケーション手段の選択と活用> ・指差し、身振り、サイン等の活用 指差し、身振り、サイン等を用いて、環境の理解と意思の伝達ができるよう支援する。 ・手話、点字、音声、文字等のコミュニケーション手段の活用 手話、点字、音声、文字、触覚、平易な表現等による多様なコミュニケーション手段を活用し、環境の理解と意思の伝達ができるよう支援する。 ・コミュニケーション機器の活用 機器（パソコン・タブレット等の ICT 機器を含む。）等のコミュニケーション手段を適切に選択、活用し、環境の理解と意思の伝達が円滑にできるよう支援する。 <状況に応じたコミュニケーション> コミュニケーションを円滑に行うためには、伝えようとする側と受け取る側との人間関係や、そのときの状況を的確に把握することが重要であることから、場や相手の状況に応じて、主体的にコミュニケーションを展開できるよう支援する。 <読み書き能力の向上>

	発達障害のあるこどもなど、障害の特性に応じた読み書き能力の向上のための支援を行う。
--	---

(オ) 人間関係・社会性

ねらい	・アタッチメント（愛着）の形成と安定 ・情緒の安定 ・他者との関わり（人間関係）の形成 ・遊びを通じた社会性の発達 ・自己の理解と行動の調整 ・仲間づくりと集団への参加
支援内容	＜アタッチメント（愛着）の形成と安定＞ ・アタッチメント（愛着）の形成 こどもが基本的な信頼感を持つことができるように、環境に対する安心感・信頼感、人に対する信頼感、自分に対する信頼感を育む支援を行う。 ・アタッチメント（愛着）の安定 自身の感情が崩れたり、不安になった際に、大人が相談にのることで、安心感を得たり、自分の感情に折り合いをつけたりできるよう「安心の基地」の役割を果たせるよう支援する。 ＜情緒の安定＞ 自身の感情や気持ち、生理的な状態像に関心を持ち、その変化の幅を安定させることに興味を持つことができるよう援助し、変化の幅が小さく安定した情緒の下で生活ができるよう支援する。 ＜他者との関わり（人間関係）の形成＞ 他者の気持ちや意図を理解し、他者からの働き掛けを受け止め、それに応ずることや場に応じた適切な行動ができるように支援する。 ＜遊びを通じた社会性の促進＞ ・模倣行動の支援 遊び等を通じて人の動きを模倣することにより、社会性の発達や対人関係の構築を支援する。 ・感覚・運動遊びから象徴遊びへの支援 感覚機能を使った遊びや運動機能を働かせる遊びから、見立て遊びやつもり遊び、ごっこ遊び等の象徴遊びを通して、徐々に社会性の発達を支援する。 ・一人遊びから協同遊びへの支援 周囲にこどもがいても無関心である一人遊びの状態から並行遊びを行い、大人が介入して行う連合的な遊び、役割分担した

	リルールを守って遊ぶ協同遊びを通して、徐々に社会性の発達を支援する。 <自己の理解と行動の調整> 自分のできることや苦手なことなど、自分の行動の特徴を理解し、自己を肯定的に捉えられる機会を通じて、気持ちや情動を調整し、状況に応じた行動ができるように支援する。 <仲間づくりと集団への参加> 集団に参加するための手順やルールを理解し、こどもの希望に応じて、遊びや集団活動に参加できるよう支援するとともに、共に活動することを通じて、相互理解や互いの存在を認め合いながら、仲間づくりにつながるよう支援する。
--	---

(4つの基本活動)

本人支援において、複数組み合わせで行うことが求められる4つの基本活動は、以下のとおりである。

なお、これらの基本活動を提供するに当たっては、こどもの意見を聴きながら自己選択や自己決定を促すとともに、こども同士の関わりの中でこどもが主体性を発揮しながら参加できるよう、支援していくことが求められる。

(ア) 日常生活の充実と自立支援のための活動

こどもの発達に応じて必要となる日常生活における基本的な動作や自立を支援するための活動を行う。こどもが意欲的に関わられるような遊びを通して、成功体験の積み増しを促し、自己肯定感を育めるようにする。将来の自立や地域生活を見据えた活動を行う場合には、こどもが通う学校で行われている教育活動を踏まえ、その方針や役割分担等を共有できるよう、学校と連携を図りながら支援を行う。

(イ) 多様な遊びや体験活動

遊び自体の中にこどもの発達を促す重要な要素が含まれていることから、挑戦や失敗を含め、屋内外を問わず、自由な遊びを行う。また、体験したことや、興味を持ったことに取り組めることは、新たにやってみたいと感じる機会につながることから、多様な体験の機会を提供していく。こどもが望む遊びや体験、余暇等を自分で選択しながら取り組むことができるよう、多彩な活動プログラムを用意する。その際には、個別性に配慮された環境やこどもがリラックスできる環境の中で行うことができるよう工夫することが重要である。

(ウ) 地域交流の活動

障害があるがゆえにこどもの社会生活や経験の範囲が制限されてしまわないように、地域の中にこどもの居場所をつくりながらこどもの社会経験の幅を広げていく。他の社会福祉事業や地域において放課後等に行われている多様な学習・体験・交流活動など地域資源も活かして、遊びや体験の機会を創出していくとともに、ボランティアの受入れ等により、積極的に地域との交流を図っていく。こうした取組は、こどもにとって、地域そのものが安全・安心な居場所となることにもつながる。

(エ) こどもが主体的に参画できる活動

こどもとともに活動を企画したり過ごし方のルールをつくったりするなど、こどもが主体的に参画できる機会を設け、こどもが意見を表明しやすい環境づくりを行いながら、こどもとともに活動を組み立てていく取組を行っていく。その際には、こどもの意思を受け止めつつ、一人一人の個性に配慮するとともに、こどもに寄り添いながら進めていくことが重要である。こうした取組は、こどもにとって自分自身が権利の主体であることを実感するとともに、こどもの権利を守ることにもつながる。

(障害特性に応じた配慮事項)

放課後等デイサービスに携わる職員は、障害のあるこどもの発達の状態及び発達の過程・特性等を理解し、一人一人のこどもの障害の特性及び発達の状況に応じた支援を行うことが必要である。

また、それぞれの特性に応じて、設備・備品への配慮のほか、こどもや保護者との意思の疎通、情報伝達のための手話等による配慮を行う等、様々な合理的配慮を行いながら環境を工夫することなどが必要である。

なお、ここでは、特に配慮すべき内容について以下のとおり示しているが、障害の特性だけで捉えられることばかりではないため、この内容だけにとらわれることなく、こどもの状態像の把握とアセスメントを行った上で、必要な配慮を行うことが必要である。

- 視覚に障害のあるこどもに対しては、聴覚、触覚及び保有する視覚等を十分に活用しながら、様々な体験を通して身近な物の存在を知り、興味・関心や意欲を育てていくこと等を通じて、社会性を育て、生活経験を豊かにしていくことが必要である。また、ボディイメージを育て、身の回りの具体的な事物・事象や動作と言葉とを結び付けて基礎的な概念の形成を図るようにすることが必要である。さらに、視覚補助具やコンピューター等の情報機器、触角教材、拡大教材および音声教材等各種教材を効果的に活用することも重要である。
- 聴覚に障害のあるこども（人工内耳を装用しているこどもを含む。）に対しては、聴こえない又は聴こえにくい特性や必要な配慮を理解した上で（ろう重複、盲重複の場合には、特に配慮が必要）、保有する聴覚や視覚的な情報等を十分に活用して言葉の習得と概念の形成を図る支援を行う必要がある。また、音声、文字、手話、指文字等を適切に活用して人との関わりを深めたり、日常生活に必要な知識を広げたりする態度や習慣を育てる必要がある。
- 知的障害のあるこどもに対しては、活動内容や環境の設定を創意工夫し、活動への意欲を高めて、発達を促すようにすることが必要である。また、ゆとりや見通しをもって活動に取り組めるよう配慮するとともに、周囲の状況に応じて安全に行動できるようにすることが必要である。
- 発達障害のあるこどもに対しては、予定等の見通しをわかりやすくすることや、感覚の特性（感覚の過敏や鈍麻）に留意し、安心できる環境づくりが必要である。また、具体的又は視覚的な手段を用いながら、活動や場面の理解を促すことや、人と関わる際の具体的な方法や手段を個々の特性に応じて身に付けることが必要である。
- 精神的に強い不安や緊張を示すこどもに対しては、特定の人との関係性を軸に、周囲の人との関わりを拡げていくとともに、活動内容や環境の設定を創意工夫し、情緒の程よい表出を促すことが必要である。また、安心感のある肯定的な関わりを大切にするとともに、少人数でゆったりと落ち着いた受容的な環境を用意することが必要である。
- 場面緘黙（選択性かん黙）のあるこどもに対しては、話さないということだけに着目して、話すことを強制したり、話さないこどもとみなしたりするのではなく、こどもの心理的な要因や環境的な要因等により、他の場面では話せているにもかかわらず、場面によっては話ができないという状態であることを理解した上で支援に当たることが必要である。こどもの緊張や不安の緩和を目標にして、こどもの意思が表出しやすい場面を設け、指さしやカード、身振りなど言葉以外の方法でコミュニケーションを取れるよう工夫することが必要である。
- 肢体不自由のこどもに対しては、身体の動きや健康の状態等に応じ、可能な限り体験的な活動を通して経験を拓けるようにすることが必要である。また、興味や関心をもって、進んで身体を動かそうとしたり、表現したりするような環境を創意工夫することが必要である。

- 病弱・身体虚弱のこどもに対しては、病気の状態等に十分に考慮し、活動と休息のバランスを取りながら、様々な活動が展開できるようにすることが必要である。心臓病等により乳幼児期に手術等を受けているこどもは、治療過程で運動や日常生活上での様々な制限を受けたり、同年代のこどもとの関わりが少なくなるなど、学びの基礎となる経験が不足することがある。小児慢性特定疾病や難病等のこどもを含め、こどもが可能な限り体験的な活動を経験できるよう、主治医からの指示・助言や保護者からの情報を三者で共有しながら支援を行うことが必要である。
- 医療的ケアが必要なこどもに対しては、医療的ケアの目的や具体的な手法等について十分に情報を収集し、医師の指示に基づき、適切にケアを提供する体制をあらかじめ整えた上で、心身や健康の状態、病気の状態等を十分に考慮し、活動と休息のバランスを取りながら、様々な活動が展開できるようにすることが必要である。また、健康状態の維持・改善に必要な生活習慣を身に付けることができるようにすることが必要である。さらに、こどもが可能な限り体験的な活動を経験できるよう、主治医からの指示・助言や保護者からの情報を三者で共有しながら支援を行うことが必要である。なお、医療的ケアが必要なこどもの中には、見た目では医療的ケアが必要であると分からないこどももいることに配慮することが必要である。
- 重症心身障害のあるこどもに対しては、重度の知的障害及び重度の肢体不自由があるため、意思表示の困難さに配慮し、こどもの小さなサインを読み取り、興味や関心に応じて体験的な活動の積み重ねができるようにすることが必要である。これは、不快、苦痛、体調不良時等の意思表示であっても同様であり、その表情等から変化に気づけるよう、心身の状態を常にきめ細かく観察することが必要である。また、筋緊張を緩和する環境づくりや遊び、姿勢管理により、健康状態の維持・改善を図ることが必要である。
- 複数の種類の障害のあるこどもに対しては、それぞれの障害の特性に配慮した支援が必要である。
- 知的障害と発達障害のあるこどもに対しては、将来的な強度行動障害のリスクを把握し、適切なアセスメントを踏まえ、それぞれの障害の特性に応じた支援の提供と、環境の調整に取り組むなど、行動上の課題を誘発させないように、予防的な観点をもって支援を行っていくことが必要である。
特に、学童期や思春期になると、行動上の課題がより顕在化しやすくなるため、現在の行動上の課題やその行動の意味等にも着目する機能的アセスメントを行い、それを踏まえて、こどもが安心して過ごせるための環境調整や、自発的なコミュニケーションスキル等を身につけていくための「標準的な支援」を行うことが必要である。
- 高次脳機能障害のあるこどもに対しては、障害による認知や行動上の特性等を理解するとともに、障害を受ける前にできていたことができないといった悩みを抱えていることがあるため、心のケアを心がけつつ支援を行うことが必要である。

(思春期のこどもに対する支援に当たっての留意点)

思春期は、行動上の課題がより顕在化しやすくなることや、メンタルヘルスの課題や不登校など様々な課題が増えてくる年代であり、また、この時期には高校卒業後の進路に向けた準備も必要となる。ここでは、こうした様々な課題を持つ可能性のある思春期のこどもへの支援に関して特に留意すべき内容について示す。

- 思春期は、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味や価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期である。一方で、様々な葛藤を抱えたり、家族・友人との関係などに悩んだりする繊細な時期でもある。思春期のこどもが、自己肯定感を高められるよう支援を行うことが重要であり、こどもの意思を受け止めつつ、一人一人の悩みや葛藤、個別性に合わせて寄り添って支援を行っていくことが重要である。
- 思春期は、メンタルヘルスの課題も顕在化してくる年代であり、こころの不調や病気の兆し、症状やその特徴を理解して支援を行うことも重要であり、必要に応じて、医療機関や地域の相談窓口となる機関（保健所、精神保健福祉センター等）とも連携を図りながら支援を行うことが重要である。

(不登校の状態にあるこどもに対する支援に当たっての留意点)

不登校の状態にあるこどもへの支援については、放課後等デイサービスのみだけではなく、学校等（校長、担任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭など）や家庭を中心に、こどもを取り巻く関係者・関係機関間で支援の状況等を適宜共有し、連携を図りながら支援を行っていくことが重要である。なお、支援にあたっては以下に留意すること。

- 不登校の状態にあるこどもに対しては、まずはこども本人の気持ちに寄り添い、共感することで、こどもの自己肯定感を高めることが大切である。
- 学校等や家族からの情報も踏まえてアセスメントを行い、登校しないあるいはしたくてもできない状況が生じている要因や背景について把握・分析を行い、個々のニーズに応じて必要な支援（例えば、こども本人の抱える不安の解消、社会的コミュニケーションを図るなど）を放課後等デイサービス計画に位置付けた上で、計画的に支援を進めることが重要である。また、学校等や家庭と連携を図る際には、放課後等デイサービスでの支援の状況やこども本人の変化等を共有しながら支援を進めることが重要である。
- 不登校の状態にある場合であっても、こどもの学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整えることも重要である。そのため、こども本人の意思を尊重し、学校等や家庭と連携を図りながら、必要な対応や方策の検討を行うことが重要であ

る。その際には、学校等は、様々な制度や公的な支援により質の担保された教育機関であり、学校教育を受ける機会を得られないことにより、将来にわたって社会的自立を目指す上でリスクが存在することを踏まえ、安易に不登校の状態が継続することのないよう留意することが必要である。

(特に支援を要する家庭のこどもに対する支援に当たっての留意点)

こどもが行動、態度や表情など気がかりな様子を見せる時は、その原因や背景を考える必要がある。事業所の支援環境や手立ての調整を行うことで改善できることもあれば、こどもの生活環境全般を見渡し分析した上で、その環境上で発生している事象にアプローチしなければならないこともある。ここでは、いくつかの気に留めておくべきこどもの行動や態度、表情などを取り上げ、支援を行うに当たっての留意点として以下に示すが、これらの留意点に加え、まずは日頃から保護者との関係づくりを丁寧に行うことで保護者の孤立を防ぐとともにこどもの変化に気付きやすくしておくこと、さらには専門機関やボランティア・NPO 団体などの地域資源についての情報を収集しておくことが重要である。

- 不自然な傷がある、日常的に身なりが不衛生で放置が疑われるなど虐待を受けていることが疑われるこどもについては、極度の緊張した表情や極度の甘えがみられるなどの様々な反応に対する理解や、職員とのアタッチメント（愛着）の形成を含めた信頼関係の構築が重要である。
- サイズに合っていない衣類を着ている、朝食を食べていない、医療機関を受診しない、生活リズムの乱れが見られるなど生活に困窮していることが疑われる家庭のこどもについては、食事等の基本的な生活習慣や生活リズムの形成、食事、排泄、睡眠、衣類の着脱等の基本的な生活スキルの獲得などを基盤として、様々な豊かな経験を提供するとともに、保護者やこどもの自尊心を傷つけないよう十分配慮することが必要である。
- 近年増加傾向にある外国にルーツのあるこどもについては、日本語がうまく話せないことで他のこどもとの関係を構築することが難しいこともあり、学習が進みにくい、あるいは、文化の違いなどにより差別やいじめを受ける場合もあるなど、生活上の困難さを感じているこどもも多いことから、支援に当たっては、まずはこどもが持つ困難さを把握し、それぞれの困難さに対して具体的にどのような支援が必要かを「多文化共生」という視点を入れながら考えていくことが重要である。

(2) 家族支援

こどもは、保護者や家庭生活から大きな影響を受けることから、こどもの成長や発達の基盤となる親子関係や家庭生活を安定・充実させることが、こどもの「育ち」や「暮らし」の安定・充実につながる。このため、障害のあるこどもを育てる家族が安心して子育てを

行うことができるよう、家族（きょうだいを含む。）と日頃から信頼関係を構築し、障害の特性に配慮し、丁寧な「家族支援」を行うことが必要である。

特に、こどもが学齢期に診断を受ける場合や、年齢とともにこどもの発達上のニーズが変化する場合には、保護者がこどもの障害や発達の過程を含むその子のありのままを受け止め、肯定していくプロセスを支えていくことが重要である。また、学齢期には、二次障害やメンタルヘルスの課題を抱える場合もあり、こどもがこれらの課題を乗り越えていくためには、自尊感情や自己効力感を育むことが重要であり、保護者や家庭生活はそのベースとなる。

家族支援においては、こども本人の状況や家庭の状況等を踏まえるとともに、子育てに困難さを感じているか、相談する人はいるか（孤立していないか）など、家族の困りごとに寄り添いながら、気持ちを受け止め、こども本人と保護者との相互の信頼関係を基本に保護者の意思を尊重する姿勢が重要である。

ねらい	・アタッチメント（愛着）の安定 ・家族からの相談に対する適切な助言等 ・障害の特性に配慮した家庭環境の整備
支援内容	<アタッチメント（愛着）の安定> ・こどもの信頼感を育むとともに、こどもの感情や不安に寄り添い、家族や周囲の人と安定した関係を継続するための支援 <家族からの相談に対する適切な助言等> ・家族の子育てに関する困りごとに対する相談援助 ・こどもの発達上のニーズについての気づきの促しとその後の支援 ・こどもの支え方や食事のとり方等の具体的な介助方法についての助言・提案 ・家族のレスパイトの時間の確保や就労等による預かりニーズに対応するための延長支援 ・心理的カウンセリングの実施 ・保護者同士の交流の機会の提供 ・きょうだい同士の交流の機会の提供やきょうだいに対する相談援助 <障害の特性に配慮した家庭環境の整備> ・こどもの発達状況や特性の理解に向けた相談援助、講座、ペアレント・トレーニングの実施 ・家族に対する支援場面を通じた学びの機会の提供

（支援に当たっての配慮事項）

学齢期は、こどもが行動上の課題やメンタルヘルスの課題、不登校など様々な課題を抱える年代にあることや、学齢期になってから障害特性が明確化する場合も多いことなども

踏まえ、家族が様々な葛藤に直面する時期である。そのため、こどもと家族をトータルに支援していくことが重要である。

以下は、家族のさまざまな不安や負担を軽減していく観点から特に配慮すべき内容を示しており、「家族支援」の提供に当たり留意すること。

- 「家族支援」は、大きなストレスや負担にさらされている母親が中心となる場合が多いが、父親やきょうだい、さらには祖父母など、家族全体を支援していく観点が必要である。
- 「家族支援」は、家族がこどもの障害の特性等を理解していくために重要な支援であるが、理解のプロセス及び態様は、それぞれの家族で異なることを理解することが重要である。
- 特に、こどもの障害の特性等の理解の前段階として、「気づき」の支援も「家族支援」の重要な内容であり、個別性に配慮して慎重に行うことが大切である。
- 「家族支援」において明らかとなってくる虐待（ネグレクトを含む。）の疑いや保護者自身の精神的な状態、経済的な課題、DV等の家族関係の課題等に応じて心理カウンセリング等、専門的な支援が必要な場合は、適切な関係機関につないでいく等の対応が求められる。
- 「家族支援」は、必要に応じて、障害児相談支援事業所、児童発達支援センターや他の放課後等デイサービス事業所、居宅介護（ホームヘルプ）や短期入所（ショートステイ）等を実施する障害福祉サービス事業所、発達障害者支援センター、医療的ケア児支援センターや医療的ケア児等コーディネーター、児童相談所、こども家庭センター、専門医療機関、保健所等と緊密に連携を図り実施することが必要である。

（３） 移行支援

地域社会で生活する平等の権利の享受と、地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の考え方に立ち、全てのこどもが共に成長できるよう、障害のあるこどもが、可能な限り、地域において放課後等に行われている多様な学習・体験・活動や居場所を享受し、その中で適切な支援を受けられるようにしていくことや、同年代のこどもをはじめとした地域における仲間づくりを図っていくことが必要である。

このため、事業所における支援の中に「移行」という視点を取り入れ、具体的な移行先が既にある場合は、その移行先への移行に向けた支援を、現時点で特段の具体的な移行先がない場合は、こどもが地域で暮らす他のこどもと繋がりながら日常生活を送ることができるよう支援を提供するなど、「移行支援」を行うことが重要である。

なお、特に入学・進学・就職時等のライフステージの移行時における「移行支援」は、こどもを取り巻く環境が大きく変化することも踏まえ、支援の一貫性の観点から、より丁寧な支援が求められる。

ねらい	・放課後児童クラブ等への移行支援
-----	------------------

	・ライフステージの切替えを見据えた将来的な移行に向けた準備 ・放課後児童クラブ等と併行利用している場合における併行利用先との連携 ・同年代のこどもをはじめとした地域における仲間づくり
支援内容	<放課後児童クラブ等への移行支援、ライフステージの切替えを見据えた将来的な移行に向けた準備> ・具体的な移行や将来的な移行を見据えたこどもの発達の評価・支（※） ・具体的な移行先との調整 ・移行先との支援方針・支援内容の共有や、こどもの状態・親の意向・支援方法についての伝達 ・家族への情報提供や移行先の見学調整 ・移行先の受け入れ体制づくりへの協力 ・移行先への相談援助 ・進路や移行先の選択についての本人や家族への相談援助（※） <放課後児童クラブ等と併行利用している場合における併行利用先との連携> ・併行利用先とのこどもの状態や支援内容の共有（例：得意不得意やその背景、声掛けのタイミングやコミュニケーション手段の共有） ・併行利用の場合の利用日数や利用時間等の調整 <同年代のこどもをはじめとした地域における仲間づくり> ・地域の学校や放課後児童クラブ、児童館、地域住民との交流

（※）「移行」の視点を持った本人や家族に対する支援は、「本人支援」や「家族支援」と内容が重なる場合もある。

（４） 地域支援・地域連携

事業所において、障害のあるこどもや家族を中心に据えた包括的な支援を提供するためには、こどもの育ちや家庭の生活の支援に関わる保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関や障害福祉サービス等事業所等と連携して、こどもや家族の支援を進めていく「地域支援・地域連携」を行うことが必要である。

「地域支援・地域連携」を行うに当たっては、こどものライフステージに応じた切れ目のない支援（縦の連携）と関係者間のスムーズな連携の推進（横の連携）の両方（縦横連携）が重要である。

なお、ここでのいう「地域支援・地域連携」とは、こどもや家族を対象とした支援を指すものであり、地域の事業所への後方支援や、研修等の開催・参加等を通じた地域の支援体制の構築に関するものではないことに留意すること。

ねらい	・通所するこどもに関わる地域の関係者・関係機関と連携した支援
-----	--------------------------------

支援内容	<通所するこどもに関わる地域の関係者・関係機関と連携した支援> ・こどもが通う学校や放課後児童クラブ等との情報連携や調整、支援方法や環境調整等に関する相談援助、放課後等デイサービス計画の作成又は見直しに関する会議の開催 ・こどもを担当する保健師や、こどもが通う医療機関等との情報連携や調整 ・こどもに支援を行う発達障害者支援センターや医療的ケア児支援センター、地域生活支援拠点等との連携・こどもが利用する障害児相談支援事業所や障害福祉サービス事業所、他の障害児通所支援事業所との生活支援や発達支援における連携 ・虐待が疑われる場合には、児童相談所やこども家庭センターとの情報連携 ・児童委員、主任児童委員等地域の関係者等との連携 ・個別のケース検討のための会議の開催
------	---

(支援に当たっての配慮事項)

「地域支援・地域連携」を行うに当たっては、以下に留意すること。

- 「地域支援・地域連携」は、放課後等デイサービスを利用するこどもが地域の様々な場面で適切な支援を受けられ、地域の中に居場所を持つことができるよう、関係機関等と連携することが重要であることから、普段から、地域全体の子育て支援を活性化するためのネットワークを構築しておくという視点が必要である。

第4章 放課後等デイサービス計画の作成及び評価

放課後等デイサービスの適切な実施に当たっては、障害児相談支援事業所が、障害のあるこどもや保護者の生活全般における支援ニーズや解決すべき課題等を把握し、最も適切な支援の組み合わせについて検討し、障害児支援利用計画を作成する。その後、児童発達支援管理責任者が、障害児支援利用計画における総合的な援助の方針等を踏まえ、当該事業所が提供する具体的な支援内容等について検討し、放課後等デイサービス計画を作成し、これに基づき日々の支援が提供されるものである。

なお、セルフプランにより放課後等デイサービスを利用するこどもであって、複数の事業所から継続的に支援を受けている場合は、事業所間で連携し、こどもの状態や支援状況の共有等を行うなど、障害児支援の適切な利用支援を進めることが重要であり、事業所間におけるこどもの状態像の認識や必要な支援の見立て、支援内容等のバラつきにより、こどもに過度なストレスを与えることのないよう留意すること。

また、障害児相談支援事業所と放課後等デイサービス事業所の関係性は、単に相談支援専門員

が作成した障害児支援利用計画に基づき、児童発達支援管理責任者が放課後等デイサービス計画を作成し、支援を実施するという上下の関係にはない。こどもや家族の生活全般のニーズに対応するため、放課後等デイサービス事業所からも障害児相談支援事業所に積極的に働きかけるなど、双方向のやり取りを行う関係であることに留意して連携する必要がある。

1. 障害児支援利用計画の作成の流れ

(1) 障害児相談支援事業所による障害児支援利用計画案の作成と市町村による支給決定

- 障害児相談支援事業に従事する相談支援専門員は、放課後等デイサービスの利用を希望するこどもや保護者の求めに応じて障害児支援利用計画案の作成を行う。
- 相談支援専門員は、こどもや家族との面談により、こどもの心身の状況や置かれている環境、日常生活の状況、現に受けている支援、支援の利用の意向等をこどもや家族から聴き取った上で、それらに基づいたアセスメントによりニーズを明らかにし、総合的な援助方針を提案する。
- こどもや家族の意向と総合的な援助方針に基づき、個々のこどもの障害の状態や発達の状況、や障害の特性等に応じた発達上のニーズに対応し、生活全般のニーズを充足するために、必要な支援を検討する。
- 学齢期の障害のあるこどもへの支援には、児童福祉法に基づき、通所により発達支援を行う「放課後等デイサービス」のほか、重度の障害等により外出が著しく困難な障害のあるこどもに対し、居宅を訪問して発達支援を行う「居宅訪問型児童発達支援」、学校等に通学している障害のあるこどもに対し支援を行う「保育所等訪問支援」がある。また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づき、居宅で入浴や排泄、食事の介護等を行う居宅介護（ホームヘルプ）や、自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、施設で入浴や排泄、食事の介護等を行う短期入所（ショートステイ）等の障害福祉サービスが利用できる。
- 障害児支援利用計画案は、これらの支援の中から、必要な支援を選択又は組み合わせ、個々の支援の目的や内容及び量について検討し、こども又は保護者の同意のもと作成するものである。
- 市町村は、作成された障害児支援利用計画案を勧告し、放課後等デイサービスの利用についての支給決定を行うこととなる。

(2) 担当者会議の開催と障害児支援利用計画の確定

- 相談支援専門員は、市町村による支給決定後、こどもや家族の希望を踏まえて、支援を提供する事業所の調整を行い、それらの事業所等を集めた担当者会議を開催する。担当者会議には、こどもや家族、事業所の児童発達支援管理責任者や職員、他の支援等を利用している場合にはその担当者、その他必要に応じて、こどもや家族への支援に関係する者が招集される。
- 担当者会議では、障害児支援利用計画案の作成に至る経緯、こどもや家族の意向と総合的

な援助方針、ニーズと支援目標、支援内容等について共有する。

- 担当者会議の参加者は、障害児支援利用計画案の内容について意見交換を行うが、その際、事業所の担当者は、放課後等デイサービスの専門的な見地からの意見を述べることが求められる。また、障害児支援利用計画案に位置づけられた当該事業所に期待される役割を確認するとともに、障害のあるこどもが、地域の中で他のこどもと共に成長できるようにするため、こどもの最善の利益の観点から、支援の提供範囲にとどまらず、意見を述べることが重要である。
- 相談支援専門員は、担当者会議における参加者による意見交換を受けて、支援の提供の目的や内容を調整し、各担当者の役割を明確にした上で、こども又は保護者の同意のもと障害児支援利用計画を確定する。確定した障害児支援利用計画は、こどもや保護者をはじめ、支給決定を担当する市町村、事業所の支援を提供する者に配付され共有される。

(3) 放課後等デイサービス計画に基づく放課後等デイサービスの実施

- 事業所の放課後等デイサービス計画は、児童発達支援管理責任者が、障害児支援利用計画における総合的な援助方針や、当該事業所に対応が求められるニーズを踏まえて、放課後等デイサービスの具体的な内容を検討し、作成する。放課後等デイサービス計画の作成については、2. を参照すること。
- 事業所は、障害児相談支援事業所と連携し、障害児支援利用計画との整合性のある放課後等デイサービス計画の作成と支援の提供を行うことが重要である。なお、障害児支援利用計画と放課後等デイサービス計画は、個々のこどもの支援における合理的配慮の根拠となるものである。
- 事業所は、作成された放課後等デイサービス計画に基づき支援を実施する。
- 障害児相談支援事業所が作成する障害児支援利用計画に代えてセルフプランにより放課後等デイサービスを利用するこどもであって、複数の事業所から継続的に支援を受けている場合は、市町村が選定するコア連携事業所（こどもの支援について適切なコーディネートを進める中核となる事業所）を中心として、事業所間で連携して放課後等デイサービスを実施する。

(4) 障害児相談支援事業所によるモニタリングと障害児支援利用計画の見直し

- 相談支援専門員は、一定期間毎に、こどもと家族に対する面談により、障害児支援利用計画に基づいた支援の提供状況や効果、支援に対する満足度についてモニタリングを実施する。また、各事業所から支援の提供状況や効果について確認した結果、現在の支援がニーズの充足のために適切でなかったり、当初のニーズが充足してニーズが変化していたり、新たなニーズが確認された場合は、必要に応じて担当者会議を開催し、障害児支援利用計画を見直す。
- 担当者会議において、事業所の児童発達支援管理責任者は、その時点までの支援の提供状況を踏まえて、目標の達成度や気づきの点等の情報を積極的に共有することが重要である。そのためには、事業所の設置者・管理者は、児童発達支援管理責任者や職員のうち、こどもの状況をよく理解した者を参画させなければならない。

- 障害児支援利用計画の内容が見直され、総合的な援助方針や事業所に求められる役割が変更された場合には、児童発達支援管理責任者は、必要に応じて放課後等デイサービス計画を変更し、適切な支援を実施する。

(5) その他の連携について

- 事業所による支援は、こどもや家族への生活全般における支援の一部を継続的に実施するものである。日々の支援を担う事業所は、こどもや家族のニーズの変化を細やかに把握することができる。また、継続的な関わりは、こどもや家族へのアセスメントを深め、潜在的なニーズの把握にもつながる。
- しかし、それらのニーズは、事業所のみで対応できるものばかりではなく、他の支援機関による対応が必要な場合もある。その場合は適切な支援が調整され提供されるように、速やかに障害児相談支援事業所などの関係機関と連絡を取り合う必要がある。

2. 放課後等デイサービス計画の作成の流れ

児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービスを利用するこどもと家族のニーズを適切に把握し、放課後等デイサービスが提供すべき支援の内容を踏まえて放課後等デイサービス計画を作成し、すべての職員が放課後等デイサービス計画に基づいた支援を行っていけるように調整する。また、提供される支援のプロセスを管理し、客観的な評価等を行う役割がある。

(1) こどもと保護者及びその置かれている環境に対するアセスメント

- 児童発達支援管理責任者は、こどもや家族への面談等により本人支援の5領域（「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」）の視点等を踏まえたアセスメントを実施する。なお、「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」（令和6年4月）において、市町村が、支給決定の際に、介助の必要性や障害の程度の把握のために実施する「5領域20項目の調査」の結果について、保護者に対し、利用する事業所に交付するよう依頼することが望ましい旨示していることから、事業所は、保護者に対し、「5領域20項目の調査」の結果について確認の上、当該結果について、アセスメントを含め実際の支援の場面にも活用していくことが重要である。
- こどもと保護者及びその置かれている環境を理解するためには、こどもの障害の状態だけでなく、こどもの適応行動の状況を、標準化されたツールを用いたフォーマルなアセスメントや、日々の行動観察なども含むインフォーマルなアセスメントを使用する等により確認する必要がある。

また、こどもの発育状況、自己理解、心理的課題、こどもの興味・関心、養育環境、これまで受けてきた支援、現在関わっている関係機関、地域とのつながり、利用に当たっての希望、将来展望等について必要な情報を収集し、こどもと保護者のニーズや課題を分析する必要がある。
- 保護者のニーズとこども本人のニーズは必ずしも一致するものではないため、まずはこどものニーズを明確化していくことが求められる。また、こどものニーズは変化しやすいため、

日頃から状況を適切に把握して対応していく必要がある。

- アセスメントの実施に当たっては、全てのこどもが権利の主体であることを認識し、個人として尊重するとともに、意見を形成・表明する手助けをするなど、こども本人のニーズをしっかりと捉えられるように対応することが必要である。

(2) 放課後等デイサービス計画の作成

- 障害児相談支援事業所等が作成した障害児支援利用計画や、自らの事業所でアセスメントした情報について、課題整理表等を用いて整理しながら、放課後等デイサービスにおけるニーズを具体化した上で、支援の具体的な内容を検討し、放課後等デイサービス計画を作成する。
- 放課後等デイサービス計画の作成に当たっては、将来に対する見通しを持った上で、障害種別や障害の特性、こどもの発達の段階を丁寧に把握し、それらに応じた関わり方を考えていくとともに、こどもや保護者の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の観点を踏まえて作成することが必要である。
- 「最善の利益が優先して考慮」されるとは、「こどもにとって最も善いことは何か」を考慮することをいうが、こどもの意見がその年齢及び発達の程度に応じて尊重すべきものと認められる場合であっても、別の考慮要素と比較衡量して合理的に判断した結果、こどもにとって最善とは言い難いと認められる場合には、こどもの意見とは異なる結論が導かれることはあり得るものである。その際は、こどもに対し、適切に説明することが必要である。
- 放課後等デイサービス計画の作成に係る個別支援会議の開催に当たっては、こどもの支援に関わる職員を積極的に関与させることが必要である。オンラインの活用も可能とされており、予定が合わない等により個別支援会議を欠席する職員がいる場合は、個別支援会議の前後に情報共有を行ったり意見を求めたりすることも必要である。いずれにしても、こどもの支援に関わる様々な職員に意見を聴く機会を設けることが求められる。

また、こどもの意見を尊重し、こどもの最善の利益を考慮することが重要であることに鑑み、当該こどもの年齢や発達の程度に応じて、こども本人や保護者の意見を聴くことが求められる。そのため、例えば、会議の場にこどもと保護者を参加させることや、会議の開催前にこども本人や保護者に直接会って意見を聴くことなどが考えられる。
- 放課後等デイサービス計画には、「利用児と家族の生活に対する意向」、「総合的な支援の方針」、「長期目標」、「短期目標」、「支援の標準的な提供時間等」、「支援目標及び具体的な支援内容等」（「本人支援・家族支援・移行支援・地域支援・地域連携の項目」、「支援目標」、「支援内容（5領域との関連性を含む。）」、「達成時期」、「担当者・提供機関」、「留意事項」）を記載する。それぞれの記載項目については、こどもと家族の意向とアセスメントを踏まえて、つながりを持って作成していくことが必要であり、「利用児と家族の生活に対する意向」を踏まえて「総合的な支援の方針」を設定し、それを受けた「長期目標」と「短期目標」、それを達成するための「支援目標及び具体的な支援内容等」を設定することが必要である。児童発達支援計画の参考様式及び記載例については、別添1の「個別支援計画の記載のポイント」、を参照すること。

- 放課後等デイサービス計画に、こども本人のニーズに応じた「支援目標」を設定し、それを達成するために、本ガイドラインの「放課後等デイサービスの提供すべき支援」の「本人支援」、「家族支援」、「移行支援」及び「地域支援・地域連携」のねらい及び支援内容も踏まえながら、こどもの支援に必要な項目を適切に設定し、その上で、4つの基本活動をベースとした具体的な支援内容を設定する。
- 「本人支援」においては、5領域の視点を網羅した支援（総合的な支援）を行うことが必要であり、支援を組み立てていくに当たっては、(1)のアセスメントにおいて、5領域の視点を持ちながら、こどもと家族の状況を多様な観点・情報から総合的・包括的に確認・分析してそのニーズや課題を捉え、そこから必要な支援を組み立てていくことが重要であり、単に5領域に対応する支援への当てはめを行うだけの児童発達支援計画の作成にならないよう留意することが必要である。
- 「本人支援」における5領域との関連性については、5領域全てが関連付けられるよう記載することを基本とするが、相互に関連する部分や重なる部分もあると考えられるため、5領域それぞれで、一対一対応で、異なる支援目標や支援内容を設定する必要はない。ただし、5領域のうち相互に関連する部分や重なる部分を踏まえ、これらをまとめた上で支援目標や支援内容を設定した場合であっても、各領域との関連性についての記載は必ず行い、「本人支援」全体として5領域全てが関連付けられるようにする必要がある。
- 「本人支援」においては、計画期間内に、特に重点的に取り組むものとそうではないものなど、支援内容の実施頻度に差がある場合も想定される。しかしながら、計画期間内における実施頻度が低いと見込まれる支援内容であっても、こどもの生活全般を通じて5領域との関連性が担保できるよう、5領域全てとの関連において必要な支援内容を記載することが必要である。
- 「本人支援」において、5領域の視点を網羅した支援（総合的な支援）に加え、特定の領域に重点を置いた支援を行う場合についても、放課後等デイサービス計画に記載することが必要である。
- 「移行支援」については、地域社会への参加・包摂（インクルージョン）を推進する観点から、支援の中に「移行」という視点を取り入れ、放課後児童クラブ等の他のこども施策との併行利用や移行に向けた支援、同年代のこどもとの仲間づくり等の取組を記載する。
- 「支援目標及び具体的な支援内容等」においては、放課後等デイサービスの基本となる「本人支援」、「家族支援」及び「移行支援」について必ず記載することとする。「地域支援・地域連携」については必要に応じて記載することとするが、関係者が連携しながらこどもと家族を包括的に支援していく観点から、当該事項についても積極的に取り組むことが望ましい。
- 支援内容については、「いつ」、「どこで」、「誰が」、「どのように」、「どのくらい」支援するかということが、放課後等デイサービス計画において常に明確になっていることが必要である。
- こどもや保護者に対し、「放課後等デイサービス計画」を示しながら説明を行い、こどもや家族の支援として必要な内容になっているかについて同意を得る必要がある。
- 将来に対する見通しを持った上で、障害種別、障害の特性やこどもの発達の段階を丁寧に

把握し、それらに応じた関わり方を考えていくことが必要である。

- 支援手法については、個別活動と集団活動をそのこどもに応じて適宜組み合わせることが必要である。
- 事業所において作成した放課後等デイサービス計画は、障害児相談支援事業所へ交付を行うことが必要である。

(3) タイムテーブルに沿った発達支援の実施

- 事業所における時間をどのようにして過ごすかについて、一人一人の放課後等デイサービス計画を考慮し、一日の時間と活動プログラムを組み合わせたタイムテーブルを作成する。タイムテーブルは、こどもの生活リズムを大切にし、日常生活動作の習得や、こどもが見通しを持って自発的に活動できるよう促されることが期待される。
- 発達支援の時間は十分に確保されなければならない、送迎の都合で発達支援の時間が阻害されることのないようタイムテーブルを設定しなければならない。
- 活動プログラムは、こどものニーズや状況、こどもの障害種別、障害の特性、発達の段階、生活状況等に応じて、その内容を組み立て、職員も交えながらチームで検討していくことが必要である。提供される活動プログラムを固定化することは、経験が限られてしまうことにもなるため、活動プログラムの組合せについて、創意工夫が求められる。活動プログラムの内容は、本ガイドラインの「放課後等デイサービスの提供すべき支援」の内容等を十分に踏まえたものでなければならない。
- 集団活動の場合は、対象となるこどもの年齢や障害の状態の幅の広さを考慮しながら、活動プログラムを作成する必要がある。こどもの年齢や発達上のニーズが異なることも多いことから、年齢別、障害種別又は発達上のニーズ別に支援グループを分けることなどの工夫も必要である。

(4) 放課後等デイサービス計画の実施状況の把握（モニタリング）

- 放課後等デイサービス計画は、概ね6か月に1回以上モニタリングを行うことになっているが、こどもの状態や家庭状況等に変化があった場合には、6か月を待たずしてモニタリングを行う必要がある。モニタリングは、目標達成度を評価して支援の効果を測定していくためのものであり、単に達成しているか達成していないかを評価するものではなく、提供した支援の客観的評価を行い、放課後等デイサービス計画の見直しの必要性を判断する。
- 障害児支援利用計画との整合性のある放課後等デイサービス計画の作成と支援の実施が重要であることから、モニタリング時においても、障害児相談支援事業所と相互連携を図りながら、情報共有を行うことが重要である。

(5) モニタリングに基づく放課後等デイサービス計画の見直し及び支援の終結

- モニタリングにより、放課後等デイサービス計画の見直しが必要であると判断された場合は、放課後等デイサービス計画の積極的な見直しを行う。その際、支援目標の設定が高すぎたのか、支援内容が合っていなかったのか、別の課題が発生しているのか等の視点で、これま

での支援内容等を評価し、今後もその支援内容を維持するのか、変更するのかを判断していく。現在提供している放課後等デイサービスの必要性が低くなった場合は、放課後等デイサービス計画の支援目標の大幅な変更や支援の終結を検討する。

- 放課後等デイサービス計画の支援目標の大幅な変更や支援の終結に当たっては、放課後等デイサービス事業所から家族や障害児相談支援事業所、学校等の関係機関との連絡調整を実施し、障害児支援利用計画の変更等を促す。なお、放課後児童クラブに移行する場合や学校卒業後に障害福祉サービス事業所を利用する場合など、他の機関・団体に支援を引き継ぐ場合には、これまでの放課後等デイサービスの支援内容等について、適切に情報提供することが必要である。

第5章 関係機関との連携

障害のあるこどもの発達支援は、こども本人を支援の輪の中心として考え、様々な関係者や関係機関が関与して行われる必要があり、これらの関係者や関係機関は連携を密にし、適切に情報を共有することにより、障害のあるこどもに対する理解を深めることが必要である。

このため、事業所は、日頃から、市町村の障害児支援担当部局、児童福祉担当部局、教育委員会、こども家庭センター、保健所・保健センター、病院・診療所、訪問看護ステーション、障害児相談支援事業所、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校（小学部、中学部及び高等部）等、放課後児童クラブや児童館など地域におけるこどもの放課後等の居場所、児童委員や主任児童委員等の地域の関係機関や障害当事者団体を含む関係者、広域的に支援を行っている児童相談所、児童家庭支援センター、発達障害者支援センター、医療的ケア児支援センター、里親支援センター等の関係機関との連携を図り、放課後等デイサービスが必要なこどもが、円滑に支援の利用に繋がるようにするとともに、こどもの支援が、こどもが通う学校や放課後児童クラブ等に適切に共有され、連携して行われていくことが必要である。また、セルフプランにより複数の事業所を利用するこどもについては、適切な障害児支援の利用の観点から、利用する全ての事業所間において、こどもの状態や支援状況の共有等を行うなど、特に連携を図ることが重要である。

さらに、こども本人を中心に考える支援の輪の中において、事業所に期待される役割を認識し、こどもに対し適切な支援を提供することが必要である。

加えて、障害のあるこどもが健全に発達していくためには、地域社会とのふれあいが必要であり、そうした観点からは事業所が地域社会から信頼を得ることが重要であるが、そのためには、地域社会に対して、放課後等デイサービスに関する情報発信を積極的に行うなど、地域に開かれた事業運営を心がけることが求められる。

1. 市町村との連携

- 支援の必要なこどもと家族を地域全体で支えていくためには、地域のニーズや資源等を把握し、地域全体の支援の体制整備を行う市町村と連携していくことが必要である。障害児支援担当部局、母子保健やこども・子育て支援、社会的養護等の児童福祉担当部局、教育委員会など、こどもと家族に関わる部局は様々であり、こどもと家族を中心として包括的に支援を行っていく観点からも、しっかりと連携体制を構築していくことが重要である。

2. 医療機関との連携

- こどもの事故やけが、健康状態の急変が生じた場合に備え、近隣の協力医療機関をあらかじめ定めておく必要がある。協力医療機関は、緊急時の対応が生じた場合に相談をすることが想定されることから、できるだけ近い場所であることや、事業所の作成する緊急時の対応マニュアルを、事前に協力医療機関や保護者と共有しておくことが望ましい。特に、医療的ケアが必要なこどもや重症心身障害のあるこどもは、事前に協力医療機関を受診し、医師にこどもの状態について理解しておいてもらうことも必要である。
- こどもが服薬をしている場合には、保護者と連携を図りながら、必要に応じて、こどもの主治医等と情報共有を行うことが重要である。
- 医療的ケアが必要なこどもを受け入れる場合は、こどもの状態や障害の特性に応じた支援や医療的ケアを提供するため、こどもの主治医等との連携体制を整えておくことに加え、医療的ケア児支援センターや医療的ケア児等コーディネーター等とのネットワークを構築していくことが重要である。
- 人工内耳を装用しているこどもを受け入れる場合は、こどもの状態や障害の特性に応じた適切な支援を提供するため、こどもの主治医等との連携体制を整えておくことが重要である。

3. 学校等との連携

- こどもに必要な支援を提供するに当たっては、事業所・学校等・家庭の三者の共通理解の下で、役割分担を明確にし、連携を図りながら進めていくことが必要である。このため、あらかじめ保護者の同意を得た上で、学校等から個別の教育支援計画をはじめとした支援内容の情報提供を受けるとともに、事業所からも放課後等デイサービス計画をはじめとした支援内容の情報を提供するなど、積極的に連携を図ることが必要である。この際、学校等と事業所それぞれの年間計画や行事予定等の交換を行うとともに、学校等の下校時刻の確認なども併せて行う必要がある。
- 特に学校等の授業終了後の迎えに当たっては、他の事業所の車両の運行も想定されることから、事故等が発生しないよう細心の注意を払う必要がある。安全かつ確実にこどもの送迎を行うため、管理者や児童発達支援管理責任者は、送迎時の対応、トラブルや事故が発生した場合の連絡体制や対応マニュアル等について、学校等と事前に共有・調整し、送迎を担当する職員を含め事業所内で周知徹底しておくことが必要である。
- 通常学級から特別支援学級への変更や、特別支援学級から特別支援学校への変更など、こどもの学校における所属先の変更が必要と考えられる場合には、事業所・学校等・家庭の三者で密に連携を図り、こどもの意思を確認しながら対応を検討することが必要である。
- 教育と福祉の一層の連携については、「地域における教育と福祉の一層の連携等の推進について」（令和6年4月25日こども家庭庁・文部科学省・厚生労働省課長通知）を参照すること。

4. 放課後児童クラブや児童館等との連携

- こどもが放課後等デイサービス事業所から放課後児童クラブ等に移行する際には、こどもの

状況や意向を丁寧に把握した上で、円滑な移行に向けて連携を図る必要がある。その際、こどもの発達支援の連続性を図るため、保護者の同意を得た上で、放課後等デイサービス計画等を含め、こども本人の発達の状況や障害の特性、事業所で行ってきた支援内容等について情報を共有しながら相互理解を図り、円滑に支援が引き継がれるようにするとともに、移行後のフォローアップを行うことが必要である。

また、この際は、引継ぎを中心とした会議において、障害児相談支援事業所と連携することが重要である。さらに、放課後児童クラブ等の職員が障害のあるこどもへの対応に不安を抱える場合等については、保育所等訪問支援や地域障害児支援体制強化事業、障害児等療育支援事業等の積極的な活用を勧めることにより、適切な支援につなげていくことが重要である。

なお、こどもが放課後児童クラブ等から放課後等デイサービス事業所に移行する際も同様に、円滑に支援が引き継がれるよう、連携を図ることが必要である。

- こどもが放課後等デイサービスと放課後児童クラブ等の併行利用をしている場合は、当該放課後児童クラブ等と支援内容等を共有するなど連携して支援に当たるとともに、必要に応じて当該放課後児童クラブ等における障害のあるこどもへの支援をバックアップしていくことが重要である。
- 障害のあるこどもが、地域の中で様々な遊びや体験の機会等を通じて、可能な限り地域の他のこどもと共に過ごす機会を得られるよう、地域の放課後児童クラブや放課後子供教室、児童館等と連携し、そこで過ごす他のこどもとの交流を図ることや、他のこどもと共に参加できるような活動を企画することが期待される。

5. 他の放課後等デイサービス事業所との連携

- 発達支援上の必要性により、複数の放課後等デイサービス事業所を併せて利用することもについては、こどもの状態像や必要な支援の見立てについて共通認識を持つとともに、支援内容を相互に理解しておくため、保護者の同意を得た上で、他の事業所との間で、こどもの日常生活動作の状況や留意事項、相互の支援内容や放課後等デイサービス計画の内容等について情報共有を図ることが必要である。特に、セルフプランの場合には、事業所間の連携及び情報共有をより図っていくことが重要である。

6. 児童発達支援センターとの連携

- 様々なこどもや家族を地域で支えていくためには、地域の児童発達支援センターや放課後等デイサービス事業所が、障害種別や障害の特性の理解、障害種別や障害の特性に応じた活動や支援方法、支援における成功事例や困難事例等について、合同で研修を行うことやそれぞれから助言をしあうことなどにより、連携を図りながら適切な支援を行っていく必要がある。
- 児童発達支援センターは、地域における障害児支援の連携・ネットワークの核として、自治体や地域の事業所と積極的に連携を図りながら、地域の事業所へのスーパーバイズやコンサルテーションの実施、研修や事例検討会の開催等を行う役割を担っており、放課後等デイサービス事業所においても、児童発達支援センターが開催する研修会に参加するなど、日常的な連携体制を構築することが重要である。

- また、障害の特性を踏まえて、発達障害者支援センター、医療的ケア児支援センター、医療機関等の専門性を有する専門機関や地域のセーフティーネット機能である障害児入所施設と連携し、助言や研修等を受けることや、特定の分野に強みを有する事業所と連携して支援を進めることも必要である。

7. ライフステージに応じた関係機関との連携

- こどもが就学に伴い放課後等デイサービスの利用を開始する場合には、こどもの発達支援の連続性を図るため、保護者の同意を得た上で、就学前に利用していた保育所、幼稚園、認定こども園、児童発達支援センター、児童発達支援事業所等と連携し、こども本人の発達の状況や障害の特性、これまで行ってきた支援内容等について情報を共有しながら相互理解を図り、円滑に支援を引き継ぐことができるようにすることが必要である。
- こどもが就職する場合や他の障害福祉サービス事業所等を利用する場合には、保護者の同意を得た上で、放課後等デイサービス事業所で提供していた支援内容等について、就職先や新たに利用する障害福祉サービス事業所等に情報共有を行うなど、積極的に連携を図ることが重要である。

8. こども家庭センターや児童相談所との連携

- 特に支援を要する家庭（不適切な養育や虐待の疑い等）のこどもに対して支援を行うに当たっては、日頃から、こどもの心身の状態、家庭での養育の状況等についての把握に努めるとともに、障害児施策だけで完結するのではなく、障害福祉施策、母子保健施策、子ども・子育て支援施策、社会的養護施策等の関係機関と連携し、課題に対応していく視点が必要である。特に、思春期のこどもは、様々な葛藤を抱えたり、家族・友人との関係などに悩んだり、メンタルヘルスの課題も顕在化してくるなど、支援の必要性が高まる場合も多いことから、こどもや家庭に関わる関係機関とより緊密に連携をとって対応していくことが重要である。
- 虐待が疑われる場合には、速やかに事業所内で情報共有を行うとともに、市町村が設置する要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、児童相談所やこども家庭センター、児童家庭支援センター、市町村の児童虐待防止窓口、保健所等の関係機関と連携して対応を図る必要がある。
- こども家庭センターによる支援が必要な場合や既に支援が行われている場合には、こどもや家族への支援が切れ目なく包括的に行われるよう、こども家庭センターと連携を図っていくことが必要である。
- 事業所を利用するこどものきょうだいが、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っている状況にあるなど、ヤングケアラーであると疑われる場合においても、速やかに事業所内で情報共有を行うとともに、こども家庭センターをはじめとした関係機関と連携して、その家庭が必要とする支援につなげていくことが重要である。そのためには、各自治体のヤングケアラー担当部署等が実施する関係機関職員研修への参加等により、ヤングケアラーについて正しい理解を持つ必要がある。

9.（自立支援）協議会等への参加や地域との連携

- 事業所は、（自立支援）協議会こども部会や地域の子ども・子育て会議、要保護児童対策地域協議会等へ積極的に参加すること等により、関係機関・団体等と連携して、地域支援体制を構築していく必要がある。
- 日頃から地域の行事や活動に参加できる環境をつくるため、自治会や地域の会合に参加することや、地域のボランティア組織と連携を密にすること等の対応が必要である。また、地域住民との交流活動や地域住民も参加できる行事の開催など、地域との関わりの機会を確保することも重要である。

第6章 放課後等デイサービスの提供体制

1. 定員

設置者・管理者は、設備、職員等の状況を総合的に勘案し、適切な支援の環境と内容を確保するとともに、障害のあるこどもの情緒面への配慮や安全性の確保の観点から、適切な利用定員を定める必要がある。

2. 職員配置及び職員の役割

（1）適切な職員配置

- 放課後等デイサービス事業所においては、管理者、児童発達支援管理責任者、児童指導員又は保育士、機能訓練担当職員（機能訓練を行う場合）、看護職員（医療的ケアを行う場合）の配置が必須であり、主に重症心身障害のあるこどもに対して支援を行う場合は、管理者、児童発達支援管理責任者、児童指導員又は保育士に加え、嘱託医、看護師、機能訓練担当職員の配置を行い、医療的ケア等の体制を整える必要がある。
- 常時見守りが必要なこどもや医療的ケアが必要なこども、重症心身障害のあるこども等への支援のために、児童指導員又は保育士、看護職員について、人員配置基準を上回って配置することも考慮する必要がある。
- 児童発達支援管理責任者が個々のこどもについて作成する放課後等デイサービス計画に基づき、適切な知識と技術をもって活動等が行われるよう、支援に当たる職員を統括する指導的役割の職員の配置など、支援の質の確保の観点から、適切な職員配置に留意する必要がある。

（2）設置者・管理者の責務

- 設置者・管理者は、放課後等デイサービスの役割や社会的責任を遂行するために、法令等を遵守し、設置者・管理者としての専門性等の向上を図るとともに、放課後等デイサービスの質及び職員の資質向上のために必要な環境の確保を図らなければならない。
- 設置者・管理者は、事業所が適切な支援を安定的に提供することにより、障害のあるこどもの発達に貢献するとともに、こどもや家族の満足感、安心感を高めるために、組織運営管

理を適切に行わなければならない。

- 設置者・管理者は、各職員が目指すキャリアパスに応じた研修等に参加することができるよう、職員の勤務体制等を工夫し、職員一人一人の資質及び専門性の向上の促進を図らなければならない。
- 設置者・管理者は、職員一人一人の倫理観及び人間性を把握し、職員としての適性を的確に判断するとともに、職員がキャリアパスに応じた研修等に参加することができるよう職員の勤務体制等を工夫し、職員一人一人の資質及び専門性の向上の促進を図らなければならない。
- 設置者・管理者は、質の高い支援を確保する観点から、職員が心身ともに健康で意欲的に支援を提供できるよう、労働環境の整備を図る必要がある。

(3) 設置者・管理者による組織運営管理

設置者・管理者は、事業所の運営方針や支援プログラム、放課後等デイサービス計画、日々の活動に関するタイムテーブルや活動プログラムについて、児童発達支援管理責任者及び職員の積極的な関与のもとでPDCAサイクルを繰り返し、事業所が一体となって不断に支援の質の向上を図ることが重要である。

また、設置者・管理者は、PDCAサイクルを繰り返すことによって、継続的に事業運営を改善する意識を持って、児童発達支援管理責任者及び職員の管理及び事業の実施状況の把握その他の管理を行わなければならない。

① 運営規程の設定・見直しと職員への徹底

- 設置者・管理者は、事業所ごとに、運営規程を定めておくとともに、児童発達支援管理責任者及び職員に運営規程を遵守させなければならない。運営規程には以下の重要事項は必ず定めておく必要がある。

【運営規程の重要事項】

- ・ 事業の目的及び運営の方針
- ・ 従業者の職種、職員数及び職務の内容
- ・ 営業日及び営業時間
- ・ 利用定員
- ・ 放課後等デイサービスの内容並びに保護者から受領する費用の種類及びその額
- ・ 通常の事業の実施地域
- ・ 支援の利用に当たっての留意事項
- ・ 緊急時等における対応方法
- ・ 非常災害対策
- ・ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- ・ 虐待の防止のための措置に関する事項
- ・ その他運営に関する重要事項

- 事業の目的及び運営方針は、本ガイドラインに記載されている放課後等デイサービスの役割や放課後等デイサービスの提供すべき内容、地域でのこどもや家族の置かれた状況、放課後等デイサービスが公費により運営される事業であること等を踏まえ、適切に設定する。
- 事業の目的及び運営方針の設定や見直しに当たっては、児童発達支援管理責任者及び職員が積極的に関与できるように配慮する。
- 児童発達支援管理責任者及び職員の採用に当たっては、事業所の目的及び運営方針をはじめとした運営規程の内容を丁寧に説明するとともに、採用後も様々な機会を通じて繰り返しその徹底を図ることが重要である。

② 複数のサイクル（年・月等）での目標設定と振り返り

- PDCAサイクルにより不断に業務改善を進めるためには、児童発達支援管理責任者及び職員が参画して、複数のサイクル（年間のほか月間等）で事業所としての業務改善の目標設定とその振り返りを行うことが必要である。

③ 自己評価結果の公表・活用

- 運営基準において定められている自己評価については、別添2の「障害児通所支援事業所における事業所全体の自己評価の流れ」を参考に、以下の項目について、「従業者向け放課後等デイサービス評価表」（別紙1）を活用した事業所の職員による事業所の支援の評価（以下「従業者評価」という。）及び「保護者向け放課後等デイサービス評価表」（別紙2）を活用した保護者による事業所評価（以下「保護者評価」）を踏まえ、全職員による共通理解の下で、事業所全体として行う必要がある。

【評価項目】

- ・ こども及び保護者の意向、こどもの適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況
- ・ 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況
- ・ 設備及び備品等の状況
- ・ 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況
- ・ こども及び保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況
- ・ 緊急時等における対応方法及び非常災害対策
- ・ 業務の改善を図るための措置の実施状況

- 事業所は、従業者評価及び保護者評価を踏まえた事業所全体としての自己評価の結果、さらに強化・充実を図るべき点（事業所の強み）や、課題や改善すべき点（事業所の弱み）を職員全員の共通理解の下で分析し、課題や改善すべき点と考えられる事項について、速やかにその改善を図る必要がある。
- 事業所の自己評価の結果及び保護者評価の結果並びにこれらの評価を受けて行った改善の内容については、「事業所における自己評価総括表（公表）」（別紙３）及び「保護者からの事業所評価の集計結果（公表）」（別紙４）を含む「事業所における自己評価結果（公表）」（別紙５）を用いて、概ね１年に１回以上、保護者に示すとともに、広く地域に向けて、インターネットのホームページや会報等で公表しなければならない。保護者に示す方法としては、園だよりなど事業所で発行している通信に掲載したり、こどもの送迎時などの際に保護者の目につきやすい場所に掲示したりする方法が考えられる。
- 事業所は、自己評価の結果及び保護者評価の結果並びにこれらの評価を受けて明らかになった事業所の強みや弱みを踏まえ、全職員が一体となって、日々の支援の中で、さらなる支援の充実や改善に向けて取組を進めていく必要がある。
- また、この事業所による自己評価のほか、可能な限り、第三者による外部評価を導入して、事業運営の一層の改善を図ることが必要である。

④ 支援プログラムの作成・公表

- 総合的な支援の推進と事業所が提供する支援の見える化を図るため、５領域（「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」）との関連性を明確にした事業所における支援の実施に関する計画（支援プログラム）を作成する必要がある。支援プログラムの作成に当たっては、別添３の「児童発達支援等における支援プログラムの作成及び公表の手引き」を参考にすること。
- 作成された支援プログラムについては、事業所の職員に対し理解を促し、これに基づき適切な支援の提供を進めていくとともに、利用者や保護者等に向けて、重要事項説明書や個別支援計画等の説明時に併せて丁寧に説明し、インターネットのホームページや会報等で公表していくことが求められる。支援プログラムの公表については、令和６年

度中は努力義務とされているが、総合的な支援の推進と支援の見える化を進める観点から、取組を進めることが望ましい。なお、支援プログラムの内容に変更があった場合は、速やかに変更後の支援プログラムを公表することが望ましい。

⑤ 都道府県等への事業所の情報の報告

- こどもの個々のニーズに応じた質の高い支援の選択や、事業所が提供する支援の質の向上に資することを目的として、障害福祉サービス等情報公表制度の仕組みがあり、事業所は、都道府県等に対し、事業所の情報（所在地や従業員数、営業時間や支援内容等）を報告する必要がある。

⑥ 職場内のコミュニケーションの活性化等

- P D C Aサイクルによる業務改善が適切に効果を上げるには、現状の適切な認識・把握と、事業所における職員間の意思の疎通・情報共有が重要である。
- 支援の提供に関する日々の記録については、支援の質の向上の観点から、児童発達支援管理責任者が把握する以外に、職員同士で情報共有を図ることも有用である。職場での何でも言える雰囲気作りや職員同士のコミュニケーションの活性化も設置者・管理者の重要な役割である。
- 設置者・管理者は、放課後等デイサービス計画の作成・モニタリング・変更の結果について、児童発達支援管理責任者から報告を受けるなど、児童発達支援管理責任者や職員の業務の管理及び必要な指揮命令を行う。
- 支援内容の共有や職員同士のコミュニケーションの活性化が、事業所内における虐待の防止や保護者による虐待の早期発見に繋がるものであることも認識しておくとともに、設置者・管理者も、職員による適切な支援が提供されているか、日々把握しておく必要がある。

⑦ こどもや保護者の意向等の把握

- P D C Aサイクルによる業務改善を進める上では、事業所による従業者評価及び保護者評価を踏まえた自己評価だけでなく、アンケート調査等を実施して、支援を利用することでもや保護者の意向や満足度を把握することも必要である。
- 特にこどもや保護者の意向等を踏まえて行うこととした業務改善の取組については、こども及び保護者に周知していくことが必要である。

⑧ 支援の継続性

- 放課後等デイサービスは、こどもや家族への支援の継続性の観点から継続的・安定的に運営することが必要である。やむを得ず事業を廃止し又は休止しようとする時は、その一月前までに都道府県知事等に届け出なければならない。この場合、こどもや保護者に事業の廃止又は休止しようとする理由を丁寧に説明するとともに、他の事業所を紹介するなど、こどもや家族への影響が最小限に抑えられるように対応することが必要である。

3. 施設及び設備等

- 事業所は、放課後等デイサービスを提供するための設備及び備品を適切に備えた場所である必要がある。設置者・管理者は、様々な障害のあるこどもが安全に安心して過ごすことができるようバリアフリー化や情報伝達への配慮等、個々のこどもの障害の特性に応じた工夫が必要である。
- 発達支援室については、床面積の基準は定められていないが、児童発達支援センターの場合は、こども一人当たり2.47㎡の床面積が求められていることを参考としつつ、適切なスペースの確保に努めることが必要である。
- こどもが生活する空間については、発達支援室のほか、おやつや学校休業日に昼食がとれる空間、静かな遊びのできる空間、雨天等に遊びができる空間、こどもが体調の悪い時等に休息できる静養空間、年齢に応じて更衣のできる空間等を工夫して確保することが必要である。
また、遊具や室内のレイアウト・装飾にも心を配り、こどもが心地よく過ごせるように工夫することが必要である。
- 屋外遊びを豊かにするため、屋外遊技場の設置や、学校と連携して校庭等を利用したり、近隣の児童遊園・公園等を有効に活用したりすることが必要である。
- 備品については、障害種別、障害の特性及び発達状況に応じて備えることが必要である。

4. 衛生管理、安全管理対策

設置者・管理者は、障害のあるこどもや保護者が安心して放課後等デイサービスを受け続けられるようにするため、こどもの健康状態の急変や感染症の発生、非常災害や犯罪、事故の発生などに対応するマニュアルの策定やその発生を想定した訓練、関係機関・団体との連携等により、事業所を運営する中で想定される様々なリスクに対し、日頃から十分に備えることが必要である。

重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項や、事故が発生した場合の具体的な対応方法等については、追って示す「障害児支援の安全管理に関するガイドライン」や、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」を参照すること。

(1) 衛生管理・健康管理

設置者・管理者は、感染症の予防や健康維持のために、職員に対し常に清潔を心がけさせ、手洗い、手指消毒の励行、換気等の衛生管理を徹底することが必要である。事業所における感染症対策については、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」を参考にすること。

① 感染症及び食中毒

- 設置者・管理者は、運営基準により、事業所における感染症や食中毒の予防・まん延の防止のため、対策を検討する委員会の定期的な開催や、指針の整備、研修や訓練の定期的な実施が求められている。これらの実施に当たっては、「障害福祉サービス事業所等における感染対策指針作成の手引き」を参考にすること。

- 設置者・管理者は、感染症の発生状況について情報を収集し、予防に努める必要がある。
感染症の発生や疑いがある場合は、必要に応じて、市町村、保健所等に連絡をし、必要な措置を講じて二次感染を防ぐことが重要である。
- 設置者・管理者は、活動や行事等で食品を提供する場合は、衛生管理を徹底し、食中毒の発生を防止する必要がある。
- 設置者・管理者は、市町村や保健所等との連携のもと、感染症又は食中毒が発生した場合の対応や、排泄物又は嘔吐物等に関する処理方法についての対応マニュアルを策定し、職員に周知徹底を図るとともに、マニュアルに沿って対応できるようにすることが必要である。
- 設置者・管理者は、こどもの健康状態の把握及び感染症発生の早期発見のために、こどもの来所時の健康チェック及び保護者との情報共有の体制を構築しておくことが必要である。また、感染症の発生動向に注意を払い、インフルエンザやノロウイルス等の感染症の流行時には、こどもの来所時の健康チェック及び保護者との情報共有体制を強化する必要がある。さらに、新型コロナウイルスやインフルエンザ、ノロウイルス等の感染症により集団感染の恐れがある場合は、こどもの安全確保のために、状況に応じて休所とする等の適切な対応を行うとともに、保護者や関係機関・団体との連絡体制を構築しておく必要がある。
- また、感染症が発生した場合であっても、重要な事業を継続又は早期に業務再開を図るため、事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するとともに、ＢＣＰに従い、職員に対して必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施することが必要である。特に、新興感染症の場合は、インフルエンザやノロウイルス等の感染症と異なる対応も想定されることを念頭に置きながら、ＢＣＰの策定や研修及び訓練（シミュレーション）を実施することが必要である。ＢＣＰの策定に当たっては、「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」を参考にすること。

② アレルギー対策

- 設置者・管理者は、食物アレルギーのあるこどもについて、医師の指示書に基づき、食事やおやつを提供する際に、除去食や制限食で対応できる体制を整えるとともに、保護者と協力して適切な配慮に努めることが必要である。
- 設置者・管理者は、事業所で飲食を伴う活動を実施する際は、事前に提供する内容について具体的に示した上で周知を行い、誤飲事故や食物アレルギーの発生予防に努める必要がある。特に、食物アレルギーについては、こどもの命に関わる重大な事故を起こす可能性もあるため、危機管理の一環として対応する必要がある。そのため、保護者と留意事項や緊急時の対応等（「エピペン®」の使用や消防署への緊急時登録の有無等）についてよく相談し、職員全員が同様の注意や配慮ができるようにしておくことが重要である。

③ その他

- 職員は、事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認しておくことと

もに、こどもの健康管理に必要となる器械・器具の管理等を適正に行う必要がある。

- 設置者・管理者は、重症心身障害のあるこどもなど、全身性障害があるこどもについては、常に骨折が起こりやすいことを念頭におき、適切な介助が行える体制を整えるとともに、誤嚥性肺炎を起こさないよう、摂食時の姿勢や車椅子の角度等の調整、本人の咀嚼・嚥下機能に応じた適切な食事の介助を計画的・組織的に行えるようにすることが必要である。

(2) 非常災害対策・防犯対策

- 設置者・管理者は、運営基準により、非常災害に備えて消火設備等の必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の避難方法や、関係機関・団体への通報及び連絡体制を明確にし、それらを定期的に職員や保護者に周知することが求められている。また、設置者・管理者や職員は、こどもの障害種別や障害の特性に応じた災害時対応について、日頃から理解しておくことが重要である。なお、聴こえない又は聴こえにくいこどもや職員、保護者がいる場合は、併せて、視覚で分かる緊急サイレンや合図など、事前に準備しておくことが必要である。
- 設置者・管理者は、運営基準により、非常災害に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。訓練を行うに当たっては、地震や火事、風水害など非常災害の内容を明確にした上で、それぞれの災害に対する訓練を行うことが重要である。
- 設置者・管理者は、重大な災害の発生や台風の接近等により危険が見込まれる場合には、こどもの安全確保のために、状況に応じて事業所を休所とする等の適切な対応を行う必要がある。このため、保護者と連絡体制や引き渡し方法等を確認しておくとともに、市町村の支援の下、保育所等の関係機関・団体との連絡体制を構築しておく必要がある。また、地震や風水害等の緊急事態に対して、重要な事業を継続又は早期に業務再開を図るための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するとともに、ＢＣＰに従い、職員に対して必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施することが必要である。ＢＣＰの策定に当たっては、「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参考にすること。
- 障害のあるこどもについては、個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされており、その作成に当たっては、こどもの状況等をよく把握する福祉専門職等の関係者の参画が極めて重要であるとされていることから、保護者のほか、相談支援事業所や主治医の参画が想定されるため、当該相談支援事業所等との間で、災害発生時の対応について綿密に意思疎通を図っておくことが重要であり、設置者・管理者は、職員に徹底する必要がある。
- 医療的ケアが必要なこどもに関する災害時の対応については、事業所の周辺環境から災害リスクを想定し、医療的ケアの内容やこどもの特性に応じて適切な災害対応を検討する必要がある。対応の検討に当たっては、「保育所における医療的ケア児の災害時対応ガイドライン」も参考にすること。
- 設置者・管理者は、外部からの不審者の侵入を含め、こどもが犯罪に巻き込まれないよう、事業所として防犯マニュアルの策定や、地域の関係機関・団体等と連携しての見守り活動、こども自身が自らの安全を確保できるような学びの機会など、防犯対策としての取組を行う

必要がある。

(3) 緊急時対応

- 職員は、こどもの事故やケガ、健康状態の急変が生じた場合は、速やかに保護者、協力医療機関及び主治医に連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。
- 設置者・管理者は、緊急時における対応方法についてのマニュアルを策定するとともに、職員が緊急時における対応方針について理解し、予め設定された役割を果たすことができるように訓練しておく必要がある。

また、設置者・管理者は、例えば、てんかんのあるこどもが急な発作を起こした場合に速やかに対応できるよう、個々のこどもの状況に応じて、緊急時の対応方法や搬送先等について個別のマニュアルを策定し、職員間で共有することも必要である。

- 職員は、医療的ケアを必要とするこども等の支援に当たっては、窒息や気管出血等、生命に関わる事態への対応を学び、実践できるようにしておく必要がある。
- 職員は、こどものケガや病気の応急処置の方法について、日頃から研修や訓練に参加し、救急対応（心肺蘇生法、気道内異物除去、AED（自動体外式除細動器）、「エピペン®」等の使用）に関する知識と技術の習得に努めることが必要である。また、緊急時の応急処置に必要な物品についても常備しておくことが重要であり、設置者・管理者は、AEDを設置することが望ましい。

(4) 安全管理対策

- 設置者・管理者は、運営基準により、設備の安全点検、職員やこども等に対する事業所外での活動・取組等を含めた事業所での生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他の安全に関する事項について、安全計画を策定するとともに、職員に周知し、安全計画に従って研修及び訓練を定期的に行うことが求められている。また、保護者との連携が図られるよう、保護者に対して安全計画に基づく取組の内容を周知することも必要である。
- 設置者・管理者は、支援の提供中に起きる事故やケガを防止するために、安全計画の内容も踏まえ、事業所内や屋外の環境の安全性について、チェックリストを用いて点検するとともに、活動や事業所の実情に応じ、リスクの高い場面（例えば、食事、プール、移動、送迎、屋外活動などの場面）において職員が気を付けるべき点や役割等を明確にした安全管理マニュアルを作成することが重要である。作成後は、これらに基づき、毎日点検し、必要な補修等を行い、危険を排除することが必要である。

また、職員は、衝動的に建物から出てしまうこども等もいるため、こどもの特性を理解した上で、必要な安全の確保を行うことが必要である。

- 活動場面によって注意すべき事項が異なるため、職員は、活動場所や内容等に留意した事故の発生防止に取り組むことが必要である。例えば、送迎、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事・おやつ中など、それぞれの場面に応じて具体的な注意喚起を促す必要がある。
- 設置者・管理者は、運営基準により、事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることが求められている。設置者・管理者

は、指定権者である都道府県、支給決定の実施主体である市町村及び事業所の所在する市町村が、どのような事故の場合に報告を求めているかや、事故が発生した場合にどのような方法により報告を求めているかについて、必ず都道府県や市町村のホームページ等で確認し、適切な対応を行う必要がある。なお、事故の種類を問わず、家族には、事故が発生した場合は必ず連絡を行い、こども本人や家族の気持ちを考え、誠意ある対応を行う必要がある。事業所においては、こうしたことを踏まえ、事故発生直後の初期対応の手順の明確化や、必要となる連絡先リストの作成等を行うことが必要となる。

- 設置者・管理者は、発生した事件事例の検証や、事故につながりそうなヒヤリ・ハット事例の情報を収集し、検証を行う機会を設けるとともに、事故原因の共有と再発防止の取組について、全ての職員に共有することが必要である。
- 設置者・管理者は、運営基準により、送迎や事業所外での活動のために自動車を運行する場合は、こどもの乗降時の際に点呼を行うなど、こどもの所在を確実に把握することができる方法により所在を確認するとともに、自動車にブザー等の安全装置を装備することが求められている。
- 医療的ケアを必要とするこどもについては、人工呼吸器や痰の吸引機等の医療機器の電源の確保やバッテリー切れの防止、酸素ボンベや酸素チューブ、気管チューブ等の安全管理、アラームへの即時対応などに常に留意する必要がある。また、職員の見守り等により、こども同士の接触によるチューブの抜去などの事故の防止にも取り組む必要がある。

5. 適切な支援の提供

- 設置者・管理者は、設備、職員等の状況を総合的に勘案し、適切な支援の環境と内容が確保されるよう、障害のあるこどもの情緒面への配慮や安全性の確保の観点から、利用定員の規模や、室内のレイアウトや装飾等に心を配り、必要に応じて改善を図ることが必要である。
- 職員は、支援プログラムや放課後等デイサービスの提供すべき支援の内容等について理解するとともに、放課後等デイサービス計画に沿って、それぞれのこどもの障害種別、障害の特性、発達の段階、生活状況に細やかに配慮しながら支援を行うことが必要である。
- 職員は常に意思の疎通を図り、円滑なコミュニケーションが取れるようにすることが必要である。
- 支援開始前には職員間で必ず打合せを実施し、その日行われる支援の内容や役割分担について把握することが必要である。
- 支援終了後に職員間で打合せを実施し、その日の支援の振り返りをし、こどもや家族との関わりで気づいた点や、気になった点について職員間で共有するも重要である。
- 職員は、その日行った支援の手順、内容、こどもの反応や気づきについて、記録をとらなければならない。また、日々の支援が支援目標や放課後等デイサービス計画に沿って行われているか、記録に基づいて検証し、支援の改善や自らのスキルアップに繋げていく必要がある。

6. 保護者との関わり

職員は、こどもや保護者の満足感、安心感を高めるために、提供する支援の内容を保護者とは

もに考える姿勢を持ち、こどもや保護者に対する丁寧な説明を常に心がけ、こどもや保護者の気持ちに寄り添えるように積極的なコミュニケーションを図る必要がある。

(1) 保護者との連携

- 職員は、日頃からこどもの状況を保護者と伝え合い、こどもの発達の状況や発達上のニーズについて共通理解を持つことが重要である。このため、医療的ケアや介助の方法、適切な姿勢、気になること等について、連絡ノート等を通じて保護者と共有することが必要である。また、保護者の希望やニーズに応じて、こどもの行動変容を目的として、保護者がこどもの障害の特性やその特性を踏まえたこどもの関わり方を学ぶペアレント・トレーニング等を活用しながら、共にこどもの育ちを支えられるよう支援したり、環境整備等の支援を行ったりすることが必要である。
- 設置者・管理者は、送迎時の対応について、事前に保護者と調整しておくことが必要である。また、事業所内でのトラブルやこどもの病気・事故の際の連絡体制について、事前に保護者と調整し、その内容について職員間で周知徹底しておく必要がある。
- 設置者・管理者は、職員が行う保護者への連絡や支援について、随時報告を受けることや記録の確認等により、把握・管理することが必要である。

(2) こどもや保護者に対する説明等

職員は、こどもや保護者が放課後等デイサービスを適切かつ円滑に利用できるよう、適切な説明を十分に行うとともに、必要な支援を行う責務がある。

① 運営規程の周知

- 設置者・管理者は、運営規程について、事業所内の見やすい場所に掲示する等により、その周知を図る。

② こどもや保護者に対する運営規程や支援プログラム、放課後等デイサービス計画の内容についての丁寧な説明

- 設置者・管理者は、こどもや保護者に対し、利用申込時において、運営規程や支援プログラム、支援の内容を理解しやすいように説明を行う必要がある。特に、支援の内容、人員体制（資格等）、利用者負担、苦情解決の手順、緊急時の連絡体制等の重要事項については文書化の上、対面で説明する。
- 児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画の内容について、その作成時、変更時にこどもと保護者に対して丁寧に説明を行う必要がある。
- 聴こえない又は聴こえにくいこどもや保護者の場合には、これらの説明に際して、どのような方法による説明を希望するか確認の上、丁寧に対応することが求められる。

③ 家族に対する相談援助等

- 職員は、家族が相談しやすいような関係性や雰囲気をつくっていくことが必要である。

そのためには、日頃から家族と意思疎通を図りながら、信頼関係を構築していくことが重要である。

- 職員は、家族が悩み等を自分だけで抱え込まないように、家族からの相談に適切に応じ、信頼関係を築きながら、家族の困惑や将来の不安を受け止め、専門的な助言を行うことも必要である。例えば、定期的な面談や訪問相談等を通じて、子育ての悩み等に対する相談援助を行ったり、こどもの障害特性の理解が促されるような支援を行ったりすることが必要である。
- 職員は、父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催したりすることにより、保護者同士が交流して理解を深め、保護者同士のつながりを密にして、安心して子育てを行っていただけるような支援を行うことが必要である。また、「家族支援」は、対象を保護者に限った支援ではなく、きょうだいや祖父母等への支援も含まれる。特にきょうだいは、心的負担等から精神的な問題を抱える場合も少なくないため、例えば、きょうだい向けのイベントを開催する等の対応を行っていくことも必要である。
- 設置者・管理者は、職員に対して、定期的な面談や家族に対する相談援助を通じた「家族支援」について、その適切な実施を促すとともに、随時報告を受けることや記録の確認等により、把握・管理する必要がある。

④ 苦情解決対応

- 設置者・管理者は、放課後等デイサービスに対するこどもや家族からの苦情（虐待に関する相談を含む。）について、迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口や苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員の設置、解決に向けた手順の整理等、迅速かつ適切に解決が図られる仕組みを構築することが必要である。
- 設置者・管理者は、苦情受付窓口について、こどもや家族に周知するとともに、第三者委員を設置している場合には、その存在についても、こどもや家族に周知する必要がある。
- 設置者・管理者は、苦情解決責任者として、迅速かつ適切に対応する必要がある。
- 苦情が発生した場合の迅速かつ適切な対応は重要であるが、苦情につながる前にリスクマネジメントをすることで防ぐことが可能な苦情もあることから、苦情になる前のリスクマネジメントを行うことも重要である。
- 暴行、脅迫、ひどい暴言、不当な要求等の著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）等についても、その対策について検討することが必要である。

⑤ 適切な情報提供

- 事業所は、定期的に通信等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報をこどもや家族に対して発信することが必要である。
- こどもや家族に対する情報提供に当たっては、視覚障害や聴覚障害等の障害種別に応じて、手話等による情報伝達を行うなど丁寧な配慮が必要である。

7. 地域に開かれた事業運営

- 設置者・管理者は、地域住民の事業所に対する理解の増進や地域のこどもとしての温かい見守り、地域住民との交流活動の円滑な実施等の観点から、ホームページや会報等を通じて、事業所の活動の情報を積極的に発信することや、事業所の行事に地域住民を招待することなど、地域に開かれた事業運営を図ることが必要である。
- 実習生やボランティアの受入れは、事業所と実習生やボランティア双方にとって有益であり、設置者・管理者は、積極的に対応することが望ましい。ただし、実習生やボランティアの受入れに当たっては、事故が起きないよう適切な指導を行う等の対応が必要である。また、実習生やボランティアが、事業所の理念や支援の内容、障害のあるこどもの支援上の注意事項等をしっかりと理解し、適切に対応できるよう、丁寧に説明することが必要である。

8. 秘密保持等

- 設置者・管理者は、職員等（実習生やボランティアを含む。以下同じ。）であった者が、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないように、誓約書の提出や雇用契約に明記するなど、必要な措置を講じなければならない。
- 職員は、関係機関・団体にこどもや家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により保護者等の同意を得ておかなければならない。また、ホームページや会報等にこども又は家族の写真や氏名を掲載する際には、保護者等の許諾を得ることが必要である。
- 職員等は、その職を辞した後も含めて、正当な理由がなく業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

9. 職場倫理

- 職員は倫理規範を尊重し、常に意識し、遵守することが求められる。また支援内容の質の向上に努めなければならない。これは、放課後等デイサービスで活動する実習生やボランティアにも求められることである。
- 職員に求められる倫理として、次のようなことが考えられる。

- ・ こどもの人権尊重と権利擁護、こどもの性差・個人差への配慮に関すること。
- ・ 性別、国籍、信条又は社会的な身分による差別的な取扱いの禁止に関すること。
- ・ こどもに身体的・精神的苦痛を与える行為の禁止に関すること。
- ・ 個人情報の取扱いとプライバシーの保護に関すること。
- ・ こどもや家族、地域住民への誠意ある対応と信頼関係の構築に関すること。

- 職員は、こどもに直接関わる大人として身だしなみに留意することが求められる。

第7章 支援の質の向上と権利擁護

1. 支援の質の向上への取組

児童福祉法第21条の5の18第2項の規定により、事業者は、その提供する障害児通所支援

の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害児通所支援の質の向上に努めなければならない。そのためには、設置者・管理者は、自己評価の実施と評価結果に基づく改善を行うとともに、「第三者評価共通基準ガイドライン（障害者・児福祉サービス解説版）」等により、第三者による外部評価を活用することも有効である。

また、適切な支援を安定的に提供するとともに、支援の質を向上させるためには、支援に関わる人材の知識・技術を高めることが必要であり、そのためには、設置者・管理者は、様々な研修の機会を確保するとともに、知識・技術の取得意欲を喚起することが重要である。

さらに、職員が事業所における課題について共通理解を深め、協力して改善に努めることができる体制を構築するためには、日常的に職員同士が主体的に学び合う姿勢が重要である。そのため、設置者・管理者は、事業所において職場研修を実施し、職員は当該研修を通じて、常に自己研鑽を図る必要がある。

加えて、設置者・管理者は、職員が外部で行われる研修等へ積極的に参加できるようにし、職員が必要な知識・技術の習得、維持及び向上を図ることができるようにする必要がある。

（１） 職員の知識・技術の向上

- 職員の知識・技術の向上は、放課後等デイサービスの提供内容の向上に直結するものであり、職員の知識・技術の向上の取組は、設置者・管理者の重要な管理業務の一つである。
- 設置者・管理者は、職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、その計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保することが必要である。資質の向上の支援に関する計画の策定に際しては、職員を積極的に参画させることが必要である。
- 支援を適切に提供する上で、放課後等デイサービスに期待される役割、障害のあるこどもの発達の段階ごとの特性、障害種別・障害の特性、こどもと家族に対する適切なアセスメントと支援の内容・方法、関連する制度の仕組み、関係機関・団体の役割、児童虐待への対応、障害者権利条約の内容等を理解することが重要であり、設置者・管理者は、職員に対してこうした知識の習得に向けた意欲を喚起する必要がある。
- 障害種別・障害の特性に応じた支援や発達の段階に応じた支援、家族支援等に係る適切な技術を職員が習得することが、こどもの発達支援や二次障害の予防、家庭養育を支えるといった視点から重要であり、設置者・管理者は、職員に対してこうした技術の習得に向けた意欲を喚起する必要がある。

（２） 研修の受講機会等の提供

- 設置者・管理者は、職員の資質向上を図るため、研修の実施等を行う必要がある。具体的には、自治体や児童発達支援センター、障害児支援関係団体が実施する研修等への職員の参加、事業所における研修会や勉強会の開催（本ガイドラインを使用した研修会や勉強会等）、事業所に講師を招いての研修会の実施、職員を他の事業所等に派遣しての研修、事業所内における職員の自己研鑽のための図書の整備等が考えられる。また、医療的ケアが必要なこどもや重症心身障害のあるこどもに対し、適切な支援が行われるよう、職員に喀痰吸引等の研修を受講させることが必要である。さらに、強度度行動障害を有するこどもに

対し、適切な支援が行われるよう、強度行動障害支援者養成研修や中核的人材養成研修を受講させることも必要である。

- 児童発達支援管理責任者は、職員に対する技術指導及び助言を行うことも業務となっており、設置者・管理者は、事業所内における研修の企画等に当たっては、児童発達支援管理責任者と共同して対応していくことが必要である。

(3) 児童発達支援センターによるスーパーバイズ・コンサルテーションの活用

- 児童発達支援センターには、地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能（支援内容等の助言・援助）を有することが求められており、対応が難しいこどもや家族をはじめ、個別ケースへの支援も含めた障害児通所支援事業所全体への支援が行われることが期待される。具体的には、直接個別の事業所に訪問して行うものや、事業所が児童発達支援センターを来訪して行うものなど、様々な方法が考えられる。
- 地域の障害児通所支援事業所においては、児童発達支援センターとの連携を図りながら、スーパーバイズ・コンサルテーションを受けることにより、支援の質の向上につなげていくことが望ましい。
- スーパーバイズ・コンサルテーションを効果的に活用するためには、提供する児童発達支援センターとこれを受ける事業所の相互理解や信頼関係の構築が重要であり、相互が理念や支援の手法を明確にして取り組んでいくことが必要である。
- 詳細は、追って示す「地域における児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制整備の手引き」を参照すること。

2. 権利擁護

障害のあるこどもの支援に当たっては、こどもの権利条約、障害者権利条約、こども基本法、児童福祉法等が求めるこどもの最善の利益が考慮される必要がある。特に、障害のあるこどもが、自由に自己の意見を表明する権利及びこの権利を実現するための支援を提供される権利を有することを認識することが重要である。具体的には、職員は、こどもの意向の把握に努めること等により、こども本人の意思を尊重し、こども本人の最善の利益を考慮した支援を日々行う必要があり、詳細は、追って示す「障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き」を参照すること。

また、障害のあるこどもの権利擁護のために、虐待等のこどもの人権侵害の防止に関する次のような取組も積極的に行っていくことが重要である。

(1) 虐待防止の取組

- 設置者・管理者は、運営基準により、虐待防止委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ること、職員に対する虐待の防止のための研修を定期的に実施すること、これらの措置を適切に実施するための担当者を置くことが求められている。
- 設置者・管理者は、職員によるこどもに対する虐待を防止するため、虐待防止委員会の設置など、必要な体制の整備が求められる。

虐待防止委員会の責任者は、通常、管理者が担うこととなる。虐待防止委員会を組織的に機能させるために、苦情解決の第三者委員等の外部委員を入れてチェック機能を持たせるとともに、児童発達支援管理責任者等、虐待防止のリーダーとなる職員を虐待防止マネージャーとして配置し、研修や虐待防止チェックリストの実施など、具体的な虐待防止への取組を進める必要がある。

- 設置者・管理者は、職員に対し、虐待防止啓発のための定期的な研修を実施し、又は自治体を実施する研修を受講させるほか、自らが虐待防止のための研修を積極的に受講すること等により、児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号。以下「児童虐待防止法」という。）及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号。以下「障害者虐待防止法」という。）について理解し、虐待防止の取組を進める必要がある。特に、「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」は必ず読むようにすること。

また、自治体を実施する虐待防止や権利擁護に関する研修を受講した場合には、事業所で伝達研修を実施することが重要である。

- 職員からの虐待（特に性的虐待）は、密室化した場所で起こりやすいことから、設置者・管理者は、送迎の車内を含め、密室化した場所を極力作らないよう、常に周囲の目が届く範囲で支援を実施できるようにする必要がある。実習生やボランティアの受入れや地域住民との交流を図ることなどを通じて、第三者の目が入る職場環境を整えることも重要である。
- 児童対象性暴力等がこどもの権利を著しく侵害し、こどもの心身に生涯にわたって回復し難い重大な影響を与えるものであることに鑑み、こどもに対して教育、保育等の役務を提供する事業を行う立場にある学校設置者等及び認定を受けた民間教育保育等事業者が、教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止の措置を講じることを義務付ける「学校設置者等及び民間教育保育事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」（令和 6 年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」という。）が令和 6 年通常国会において成立し、公布の日（令和 6 年 6 月 26 日）から起算して 2 年 6 月を超えない範囲において政令で定める日より施行される。

講ずべき措置について、具体的には、教員等の研修やこどもとの面談、こどもが相談を行いやすくするための措置等及び教員等としてその業務を行わせる者についての特定性犯罪前科の有無の確認等をしなければならず、これらの措置について、認可保育所等や障害児入所施設のほか、指定障害児通所支援事業（児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援）は義務の対象とされ、児童福祉法上の届出対象の事業や認可外保育施設、総合支援法に規定される障害児を対象とする事業（居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所及び重度障害者等包括支援事業）は、認定を受けた場合は、学校設置者等が講ずべき措置と同等のものを実施しなければならない。今後、施行までに現場の声を聴きながら、対象となる従事者や具体的な措置の内容等について検討していく。

- 職員から虐待を受けたと思われるこどもを発見した場合（相談を受けて虐待と認識した場合を含む。）、その者は、障害者虐待防止法第 16 条に規定されている通報義務に基づき、児童発達支援の通所給付決定をした市町村の窓口に通報する必要がある。事業所の中だけで事実

確認を進め、事態を収束させることなく、必ず市町村に通報した上で行政と連携して対応を進める必要がある。

- 職員は、保護者による虐待を発見しやすい立場にあることを認識し、こどもの状態の変化や家族の態度等の観察、情報収集により、虐待の早期発見に努める必要がある。また、保護者に対する相談支援やカウンセリング等により、虐待の未然防止に努めることが重要である。
- 職員は、保護者による虐待を発見した場合は、児童虐待防止法第6条に規定されている通告義務に基づき、市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所等へ速やかに通告する必要がある。虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについては、市町村等が設置する要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、児童相談所やこども家庭センター、児童家庭支援センター、市町村の児童虐待対応窓口、保健所等の関係機関・団体と連携して対応を図っていくことが求められる。

(2) 身体拘束への対応

- 職員が自分の体でこどもを押さえつけて行動を制限することや、自分の意思で開けることのできない居室等に隔離すること等は身体拘束に当たり、運営基準により、障害のあるこどもや他の障害のあるこどもの生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、禁止されている。
- 設置者・管理者は、身体拘束等の適正化を図る措置（①身体拘束等の記録、②身体拘束適正化検討委員会の定期開催、③指針の整備、④研修の実施）を講じる必要がある。
- やむを得ず身体拘束を行う場合は、切迫性、非代替性、一時性の3つの要件を全て満たすことが必要となるが、身体拘束の検討が必要なケースについては、代替性がないか等について慎重に検討した上で、それでもなお、身体拘束を行わざるを得ない事態が想定される場合には、いかなる場合にどのような形で身体拘束を行うかについて、設置者・管理者は組織的に決定する必要がある。また、児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画に、身体拘束が必要となる状況、身体拘束の態様・時間等について、こどもや保護者に事前に十分に説明をし、了解を得た上で記載することが必要である。
- 身体拘束を行った場合には、設置者・管理者は、身体拘束を行った職員又は児童発達支援管理責任者から、その様態・時間、その際のこどもの心身の状況、緊急やむを得ない理由等について報告を受けるとともに、記録を行うことが必要である。なお、必要な記録がされていない場合は、運営基準違反となることを認識しておく必要がある。

(3) その他

- 設置者・管理者は、こどもの権利擁護に関する研修会を実施するなど、職員がこどもの人権を尊重した支援を行うために必要な取組を進めることが必要である。